

平成30年第1回(3月)大郷町議会定例会会議録第3号

平成30年3月7日(水)

---

応招議員(14名)

1番	赤間茂幸君	2番	大友三男君
3番	佐藤千加雄君	4番	熱海文義君
5番	石川壽和君	6番	若生寛君
7番	赤間滋君	8番	和賀直義君
9番	高橋重信君	10番	高橋壽一君
11番	石川秀雄君	12番	千葉勇治君
13番	吉田茂美君	14番	石川良彦君

---

出席議員(14名)

応招議員と同じ

---

欠席議員(0名)

なし

---

地方自治法第121条の規定により、会議事件説明のため本議会に出席した者は、次のとおりである。

町長	田中 学 君	教育長	鹿野 毅 君
参事	小畑 正勝 君	総務課長	残間 俊典 君
企画財政課長	熊谷 有司 君	まちづくり推進課長	遠藤 龍太郎 君
税務課長	武藤 弘子 君	町民課長	鎌田 光一 君
保健福祉課長	千葉 伸吾 君	農政商工課長	伊藤 長治 君
地域整備課長	三浦 光 君	会計管理者	浅野 辰夫 君
教育課長	斎藤 雅彦 君	公民館長	遠藤 努 君

---

事務局出席職員氏名

事務局長 櫻井真江 次長 千葉恭啓 主事 上野亮太

---

議事日程第3号

平成30年3月7日(水曜日) 午前10時00分開議

日程第1 会議録署名議員の指名

日程第2 議案第4号 大郷町定住促進団地の分譲に関する条例の制定

		について
日程第 3	議案第 5 号	大郷町指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準を定める条例の制定について
日程第 4	議案第 6 号	大郷町課設置条例の一部改正について
日程第 5	議案第 7 号	大郷町職員定数条例の一部改正について
日程第 6	議案第 8 号	職員の給与に関する条例の一部改正について
日程第 7	議案第 9 号	大郷町国民健康保険税条例の一部改正について
日程第 8	議案第 10 号	大郷町企業立地及び事業高度化を重点的に促進すべき区域における固定資産税の課税免除に関する条例の一部改正について
日程第 9	議案第 11 号	大郷町国民健康保険条例の一部改正について
日程第 10	議案第 12 号	大郷町後期高齢者医療に関する条例の一部改正について
日程第 11	議案第 13 号	大郷町介護保険条例の一部改正について
日程第 12	議案第 14 号	大郷町指定地域密着型サービス事業者等の指定に関する基準を定める条例の一部改正について
日程第 13	議案第 15 号	大郷町上水道事業給水条例の一部改正について
日程第 14	議案第 16 号	吉田川流域溜池大和町外 3 市 3 ケ町村組合規約の変更について
日程第 15	議案第 17 号	平成 29 年度大郷町一般会計補正予算(第 9 号)
日程第 16	議案第 18 号	平成 29 年度大郷町国民健康保険特別会計補正予算(第 3 号)
日程第 17	議案第 19 号	平成 29 年度大郷町介護保険特別会計補正予算(第 3 号)
日程第 18	議案第 20 号	平成 29 年度大郷町後期高齢者医療特別会計補正予算(第 2 号)
日程第 19	議案第 21 号	平成 29 年度大郷町下水道事業特別会計補正予算(第 3 号)
日程第 20	議案第 22 号	平成 29 年度大郷町農業集落排水事業特別会計補正予算(第 3 号)
日程第 21	議案第 23 号	平成 29 年度大郷町戸別合併処理浄化槽特別会計補正予算(第 3 号)
日程第 22	議案第 24 号	平成 29 年度大郷町宅地分譲事業特別会計補正予算(第 2 号)
日程第 23	議案第 25 号	平成 29 年度大郷町水道事業会計補正予算(第

3号)

日程第24 陳情第7号 介護福祉施策の充実を求める国への意見書提出  
に関する陳情

日程第25 委発第1号 介護福祉施策の充実を求める意見書

---

本日の会議に付した案件

議事日程と同じ

---

午 前 10時00分 開 議

議長（石川良彦君） ただいまの出席議員は全員であります。定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付したとおりであります。

---

日程第1 会議録署名議員の指名

議長（石川良彦君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。会議録署名議員は、会議規則第110条の規定により、9番高橋重信議員及び10番高橋壽一議員を指名いたします。

---

日程第2 議案第4号 大郷町定住促進団地の分譲に関する条例の制定について

議長（石川良彦君） 日程第2、議案第4号 大郷町定住促進団地の分譲に関する条例の制定についてを議題といたします。

これより質疑に入ります。ございませんか。2番大友三男議員。

2番（大友三男君） ついこの間の2月19日、全員協議会の中でこの高崎分譲に関しての、団地名に関するもお尋ねいたしましたけれども、そのときの答弁といたしまして、覚書書があって高崎団地というふうに命名することになっていきますっていう説明があったんですけども、私は平成27年の9月から議員をさせてもらっているんですけども、私は全くこれは聞いておりませんでしたし、あとその19日の全協の中でも、千葉議員の発言の中でも、全くそれは初めて聞きましたということで、多分平成26年当初から始まった時点で、この覚書書そのものの、この高崎団地に命名するというようなことが全く議会に示されていなかったと。これはなぜだったのかお聞きしたいと思います。

議長（石川良彦君） 答弁願います。まちづくり推進課長。

まちづくり推進課長（遠藤龍太郎君） 鶉崎地区の定住促進団地の寄附の件で

ございますが、平成27年5月20日付で覚書を交わしておりまして、その中の覚書の条項に、甲から寄附を受けた土地の名称は高崎団地とするということで覚書を結んでいるということでございます。

以上です。（「何で示さなかったかって聞いているんだけれども」の声あり）

高崎団地の名称につきましては、本来議員全員協議会等で説明されるべきだとは思いますが、仮称ということですと通していたものだと思います。

平成27年のことなので、ちょっとそのときの全協の資料も拝見しましたが、その中で高崎団地にするという文言がないことは確かでございます。

議長（石川良彦君） 大友三男議員。

2番（大友三男君） ですから、私がお聞きしたいことは、要するに平成27年5月の段階で覚書書が交わされた、その時点で、本来ならば今答弁したように全協を開いて、その中できちんと議会にお示しをするというような形が、これは一番ベターといいますか、当たり前のことだったと思うんですけれども。

それで、その後ずっと私も聞いている中で、仮称という、もう仮称はとれているわけですよ。ですから、なぜこの間までその説明がなされなかったのか。この場に来て、もう6月から販売するということに決定しているわけではないんだと思うんですけれども、そういう方向性で今いるということなんだと思うんですけれども、今まで黙っていて、ついこの間の2月19日の全協の中で初めて議員にこういう覚書書があるからこうするしかないんだみたいな発言をされても、私としては、確かに寄附されたというものがあるからその思いをもって前執行部はそういうふうな形をとったのかとは思いますが、その費用に充てているのは大郷町の町民の税金でありまして、税金で開発をしているわけで、やはりそうした場合、XXXXXXXXXX 本人も大郷町のPR、定住化、人口増というようなことで、会議録を見るとそういうような話もされていたということがあるわけで、そうした場合、やはり大郷町をPR、定住、人口増に向けた大郷町という、そのものをPRすべき名称に変更すべきと考えるんですけれども、それに関してどのように、今この場になって大変申しわけないんですけれども。

ただ、余りにも示された期間が短いものですから、そのことに関して変更といいますか、大郷町のPRができるような名称に変更できないん

でしょうか。どうなんですか。

議長（石川良彦君） 答弁願います。まちづくり推進課長。

まちづくり推進課長（遠藤龍太郎君） お答えします。

覚書とはいえ、町と寄附者との契約事項の一部でございますので尊重すべきものと考えております。

議長（石川良彦君） 大友三男議員。

2番（大友三男君） 何度も同じことを言うのは申しわけないんですけども、覚書書だから尊重しなきゃ、だったらなおさらのこと示すべきだったんじゃないんですか、その時点で。もう平成27年5月の時点で。

当時、去年、大変まちづくりの方には申しわけないんですけども、現実問題としてまちづくり推進課ができたのは去年の4月からですか。だから、当時の担当じゃないというのもわからないではないんですけども、執行部のあり方として余りにも、私の感覚からすれば議会を軽視しているんじゃないかと。それ以外の部分のやつは説明しているんですよ。全協とか、例えば土地を交換するなりとか、いろいろな理由でこうなりましたああなりましたというのを説明されているようです。なぜこの高崎団地の名称だけが説明されなかったのか、私不思議ではないんです。

これ、誰かわかる方がいましたら、担当課は変わっているんでしょうけれども、これ御説明できる方はいないんでしょうか。担当課が変わっても、もう変わっていますから。

議長（石川良彦君） 答弁願います。小畑参事。

参事（小畑正勝君） それでは、私も古いほうでございますので。

平成26年の前町長の施政方針で、まず鶴崎地区に今こういう土地の申し入れがあったということを述べております。その後、平成26年の何月議会かわかりませんが寄附の議決をいただいて、あわせて測量設計が入りました。その際に、あわせて開発行為の許認可、土地計画法、農地法等の開発行為をする際に、名称をつけて許認可を得る必要がございます。その際に仮称高崎団地ということが始まっているようでございます。

正式な名前をつける際には当然条例でうたわなくてはならないと。条例制定については、事業が完成する段階にするという方針だったと思います。そのために、これまで仮称ということでもいりましたが、ほかの案件についても仮称何々をついたものについてはその後大きく変わるということはほとんどないわけでございますので、ですから仮称がとれて高崎団地に移行したというふうに考えております。

以上です。

議長（石川良彦君） ほかにございませんか。高橋重信議員。

9番（高橋重信君） 今回の関連質問なんですけど、この高崎団地、やはり大郷の中で、鶉崎という地名が入ると大松沢にいる方、いろいろな方がイメージ的にあの地域かということ、                    じゃなく、私も名称を変えて鶉崎にさせていただきたいと。

それから、この高崎団地、寄附を受けるとき、町営住宅が老朽化していると。じゃあそこに住んでいる東沢あるいは田布施住宅の人たちに住んでいただこうと、これはいいわけなんですけど、その事業展開が、要は国の補助を受けない、100%、売れるかどうかわからない、ただ工事やること、その工事自体が10億円かかってしまったと。あるいは                    に譲渡されたところに、息子が仙台から帰ってくるかもしれないという話の中で、600坪                     の土地があると。

要は、大郷の議会は何をやっているんだと、そういう観点、いろいろな形がある。イメージも悪いので、ぜひとも高崎団地じゃなく、名称じゃなく、鶉崎なり何なりほかの名称に変えていただきたいと、私はこのように考えております。その辺の見解、見解じゃなく、今出ましたので、とりあえず議長、私としては変えていただきたいと。

議長（石川良彦君） 答弁願います。そういうことが可能かどうかを含めて答弁願いたいと思います。小畑参事。

参事（小畑正勝君） お答えしたいと思います。

今回、提案しているのは高崎団地でございます。この場で変更するという事は議案を変更するということになりますので、お答えは差し控えたいと思います。

議長（石川良彦君） 高橋重信議員。

9番（高橋重信君） 事業をする場合、当初から赤字ありきという事業というのはあり得ない話なんです。それは、この事業はやってきたわけなので、ぜひとも変えていただきたいと。皆様にその辺の協力をいただきたいと、このように考えております。

答弁はいいです。

議長（石川良彦君） 質問に徹していただきたいと思います。

ほかにございませんか。12番千葉勇治議員。

12番（千葉勇治君） 二、三お聞きしておきたいんですが。

この条例の中で、一つの規則あるいは要綱にもなるのか、町長が定められる分譲価格、このことについて、条例と合わせてそれが一体のもの

であるのかという感じがするわけですが、それが見えないと、必ずしもこの条例が出されても、その規則の中でどういうことが決められているのかによっては大分不安を抱く、懸念されるものにもなりかねないということで、その辺についてどうなっているのかお聞きしておきたいと。ぜひ出すべきだということも考えております。

それから、今名称の問題が出ましたが、先日全員協議会の中で、その名称について、覚書としていろいろ約束したことはあるだろうが、今回協議会の多くの方々から全員協議会で、この条例を出す前に、提案する前にもう一度大郷の意向を伝えて、当時のそういう高崎団地という名前を入れることのとえ覚書があったとしても、それを変更することができないものか相談するべきではということ提案した経過があるんですが、そのことについてどうこれまで動きがあったのか。全然それは聞く耳持たずで今回の提案になっているのか。その経過を報告していただきたいと思えます。

それから、先日の一般質問で大友三男議員から、いわゆる今回の分譲価格について、いろいろそれは、どれがいいかは別にしてあったわけですが、1月23日と25日に全員協議会が開かれております。23日の全員協議会の中ではかなりいろいろ価格的に出まして、当日は町長ももちろん入っておりまして、ちょっと結論を見るというか方向づけが見えないということで、後日また開きましょうということで、そこで参事や企画財政課長、まちづくり推進課長、あるいはもちろん町長も入って、かなりの今回のこの事業に携わる多くのノウハウを集積して、25日にいわゆる町としては5万円という坪、A案を出した経過があります。

その中では、このA案についてはこういう説明をしているんです。23日の全員協議会で、議会で説明した後に再度町長、参事、総務課長、企画財政課長、まちづくり推進課長が協議し、高崎団地分譲計画の当初目的とされる定住促進事業を早く完結したいと。そのために、早期完売を目指し分譲価格を町内及び近隣町村の宅地分譲価格を参考にして坪当たり5万円とすると。これは、町長がこの案でやっていきたいということ具体的に出した経過があります。

私たちも、そこのあたりはいろいろ意見も出ました。しかし、そういう早期完売することによる、いわゆる定住化促進の主たる目的である事業の達成が進むものかと、そういうことで、それで町長の考えがあるならばそれも一理あるという理解を示して、実は今回の定例議会に臨もうという考えを持ったわけですが、その後にもまた開かれましたさきの2月

の全員協議会、あの日には急遽、誰がどういう流れで変わったものなのか、私は今回の町長の姿勢はトップダウンではなく、多くの意見を聞きながらやっていくということでの新たなスタートという考えを持っておりましたので、そういう点ではもちろん広く会議を開いた中での今回の提案になったかと思うんですが、その間における、なぜその5万円でかなりのスタッフが知恵を出し合って早期完売しようとしたこの状況が一気にまた変わったのか。先日の答弁を聞いていますと、なかなかその5万円から8万何がしになった経過がつかめないという感じを受けますので、この条例に出ている分譲価格、第11条、宅地の分譲価格は町長が別に定めると。どうもこの辺については、先日も出ましたが、やってみないとわからないと。やってみないとわからない、もし売れなければ下げるといようなことも極めて無責任な話もありましたが、やはり価格を示すということは、それで町が一丸となって、皆さんがセールスマンになって幾らかでも人口がふえる、大郷に定住がふえつつあるというムードを作ることが、最終的には、税収もさることながらそういう地域、町側に対する大郷のイメージをアップさせるということでも広く私は期待できる内容になるので、5万円というのはとてもいい考えだと町長を評価していたわけですが、何か一気に変わってきたということで、その辺について詳しい説明をお願いしたいと思います。

あわせて、冒頭に申し上げましたとおり、規約はあるいは実施要綱がありましたならばそれもあわせてお示しを願いたいと。もし今ありますならば全議員に配って、今回の審議をさらに深める材料にしていだければという思いを持っております。よろしく願いたいと思います。

答弁を求めます。

議長（石川良彦君） 答弁願います。まちづくり推進課長。

まちづくり推進課長（遠藤龍太郎君） 条例施行規則につきましては、10日での案までしかできておりません。町長の決裁を受けておりませんので、その決裁を受けていない段階でちょっと公開するということはできかねると思っております。

ただ、条例から規則に委任される事項として、まず位置及び区画ですが、こちらのほうは確定測量が終わり次第分合筆が行われ、地番が確定すると思っておりますので、地番の特定をしなくてはいけないものですから、その後に最終的な規則を施行したいと考えております。

それから、分譲価格につきましては町長が別に定めるということになっておると思いますが、規則案のほうで、まだ案なんです、宅地分譲



価格は当該近隣の取引事例、固定資産税評価額及び分譲促進団地の工事価格を参考にして町長が定めるという規則にする予定でございます。その価格につきましては、平成30年の宅地分譲会計のほうの当初予算に総額ではございますが載せておりますので、そちらをもって価格としたいと。その算出根拠につきましては、2月19日に全員協議会を開いた時点でお示しした価格ということになります。

3つ目の、第3回目の試算の考え方でございますが、まず1回目、1月23日には4つの価格を提案させていただきました。さらに1月25日には、議員がおっしゃられたとおり、町長を含め関係課の課長等で、妥当な価格ということで5万円ということで提示させていただきましたが、それでは分譲事業に対する工事費の割合がかなり下がると、33%ほどになるということで、こちらのほうは町民の理解が最終的には得られないのではないのかということも考慮し、試算例でいえば、試算例3に戻した形で再度御提案させていただいたものでございます。

以上でございます。

議長（石川良彦君） もう一つ、名称変更要望、全協で出たんですが、その後によどのような検討を確認されたかということとは。

まちづくり推進課長（遠藤龍太郎君） 名称変更につきましては、XXXXXXXXXX、寄附者そのものを、御本人がもうお亡くなりになっているということもあり、御本人からの確認はとれないのは当然なんです、その相続人の方の一部の方としかお話ができない状態ですので、相続人全員の意思をもって、変更する場合は了解を得なければいけないと思われまますので、特段相続人には当たっておりません。

議長（石川良彦君） 千葉勇治議員。

12番（千葉勇治君） 遺族であろうと、代表者とかいるんですよ。何もそんなにこの名前を変えるのに、覚書でしょう、たかが。覚書っていうのはそんなに重くないはずですから、こっちの意向が伝われば十分に理解されると思うんです。

名前はさることながら、そのことについても極めて議会軽視だということもさっき出ましたが、そのとおりなんです。議会に説明を先にしておけば、全協で言うておけばいいんじゃないかという、そういう発想が私は問題だと。そもそも町長が参事と総務課長、まちづくり推進課長、あと企画財政課長も入っている、このいわゆる2階のかなりの重要案件を決める方々なんです。知恵を絞って、出して、その理由まで云々述べられまして坪当たり5万円にすると出したのを、何か今の課長説明を聞

いておりますと、その決め方に問題があったんだということで、結局は  
どういう形で、じゃあ何が問題だか、いわゆるもっと赤字、これはあま  
りにも赤字がふえすぎるといような話もあったんですが、当初にその  
ことは十分にわかっていたわけです。特別会計の性格上、販売収益で起  
債償還が求められるが、収益不足は総財政計画の中で補填していきたい、  
ここまで踏み込んでいるんです、答弁が、25日の全員協議会のときに。  
何でそれが一気に変わってそのようになったんだと。どうも、それをち  
よっと町長に聞きたいんです。町長のトップダウンではないかと。町長  
がみんなで決めた意見を何らかの形でそのように変えたのではないかと  
思わざるを得ないんですが。

まだ早いですよ、私もう一回しか質問できませんから。

そういう、結局は下手をすると高くつけたことによって、中村あたり  
の坪単価幾らぐらいするか大体、何日もこのことについて出ていますが、  
まちづくり推進課長にもう一度確認しておきたいんですが。中村あたり  
で、郵便局の近くで、どの辺の価格で売買されているのか、いわゆる今  
回のうちの分譲団地と同じような条件にすり合わせた場合、それを見た  
場合に八万何がしっていうのが果たして、なら議会がどう進めたんだっ  
ていう、もうそういう話じゃないんです。もう現物が出ているんですか  
ら、それをどういう方向に使っていくかっていうことから今我々は進め  
ていかなければならないんだと。私もはっきりと、このことについては  
徹底的に反対した一人ですが。

ただ、でき上がれば、さあ町の金をつぎ込んだ、しからばどのように  
早くついてもらって町の定住化構想に花を添えていくかと、そこにこそ  
私は大きな目的を変えていかないと大変なことになるんです。ですから  
こそ、早期販売もこれは大事なことだということで、5万円については  
仕方ないかと思っていたんですが、8万円っていうのはあまりにも高す  
ぎるんです。ですから、まちづくり推進課長、前にも出ていた中村の、  
どのぐらいの価格なのか、その辺も調査していると思うので。ぜひその  
辺の調査の結果もお聞きしながら、この八万何がしで果たして本当に売  
れるかどうか、あるいは町長が言っている、高ければ途中で安くするっ  
ていような、極めて、子供たちがつける価格じゃないんです、これは。  
そういう点で、町長はどういう形で5万円と提案しながら今回8万円に  
したのか、その辺ずばっとお聞きしたい、わかるように。

議長（石川良彦君）　まず、最初は課長から答弁願います。まちづくり推進課  
長。

まちづくり推進課長（遠藤龍太郎君） お答えいたします。

まず、中村の単価ですが、公になっている価格としては地価公示価格がございしますが、中村の原町で平米1万3,100円、約四万三千何がしになります、坪当たり。

それから、この前も出ましたが、農地法第5条のやつを調べた限りでは、造成費と土地の対価と別々になっておりますが、その資料によりますと、中村の屋敷前で6万4,000円から7万円ぐらいの取引になっている状態でございます。

議長（石川良彦君） 次に答弁願います。町長。

町長（田中 学君） お答えします。

23日、25日、2回にわたって連続して全協を開いていただきました。その際にいろいろ議論をして、初めてこの高崎団地のこの事業のプロセスが私もわかりました。それをまず聞くことが私の最大の全協の目的でもございました。そしてまた、今回、今年度の当初予算に売り上げを計上しなくてはいけないという作業もございましたので、皆さんの、この事業が発生してからどのような審議をされてきたのかなどもお聞きしながらトータル的に判断しなければならないと。そしてまた、広く民間のこのような事業を手がけている会社関係にも聞く機会もございまして、また町民とも広くこのような事業の持ち方、議会の考え方も、皆さんからお聞きした内容で二、三お話する機会がございました。

いろいろ総合しながら、前任者の事業を途中で投げるわけにはいかない、あのガーデンのように二の舞を踏むわけにはいかないと、あれは国から交付金をもらって仕事をやった、それをお返ししたという内容のものでございましたが、この事業は町民の税収をつぎ込んで分譲するという事業でございます。反対に、別のほうの公営住宅を建てる、この土地のほうは補助金が入っていますから土地代も安いわけでございます。100%町費を使って分譲するというこの事業に、議員の皆さん方、何もこの事業に対するその考え方がどこにあったのかということが、自分にはわからない。何でこんなにあの場所に……誰が。

議長（石川良彦君） 静粛にしてください。答弁中であります。

町長、答弁を続けてください。

町長（田中 学君） 最初の出発点が曖昧な中で始まったというお話を23日にもお聞きしました。まさかこのような内容にならない内容だというふうに理解をしていたと、こういうことでございしますが、実際は仕上げてみればこのような内容になって、いかに町の人口をふやす定住促進事業だ

という、大義としては、それはわかります、私も理解しているんです。ただ、これだけつぎ込んで半分も回収できないような内容では、これは町民から間違いなくお叱りを受ける、そうなれば議員の皆さんにもいろいろな諸問題が影響する、それを避けなければだめだと。こういうことから見直しをして8万5,900円に設定した、足りない分については公共事業の事業でこれだけ投資しているんだと、だからやむを得ないんだということを町民に説明すると、その責任は私にあると、こう思っているんですけども、それが何か不満であるとするれば、もう一遍最初からこの事業が、町で誰を通してこの土地をもらい受けたのか、そこから始まらなくてはいけないんです、本来ならば。そんなことまで何も私が要求しているわけではない。もう少し議会としてのしっかりした定義を持って議論してほしい、こういうことです。

議長（石川良彦君） 千葉勇治議員。

12番（千葉勇治君） 何か私、なぜその5万円から八万何がしになったと、今いろいろお叱りがあるようですが、冷静にひとつ、議会ですから余り。

民間にも聞いた、それから町民にも広く聞いたということで、この価格が町民からも理解される価格だというような説明が今ありましたが、町長これは100%町が使う金だと、ガーデン事業費も町長が出されましたが、ガーデン事業はあれは国から来る補助金だったということで、あれは補助金をもらう仕事だったと、こっちは町民の税金だからもっともっと慎重にやらなくてはならないっていうような話でした、今。

実際私出たから言うんですが、ガーデン事業であったって、偽の一億四千数百万の領収書を使って、やれ仕事をやりましたっていう事業をつくって、最終的には資金の工面が全然つかなくて、一億五、六千万円の金がそっくり公社で払おうと、今後貸しつけになっていようとも、1円も最終的に補助金は来なかったわけですから、いろいろ問題があって、最終的には1円も残った経過がないんです、町に。

そういうことで、さもこの町営住宅が、今回の団地の造成が、100%補助金が来ないから云々ではなく、やはり私が思うのは、定住化促進という事業で進めたものですから、その後に負債が生じて、いろいろきのうあたりも出ておりますが、その差額についてはみんなで人口をふやすことでカバーできるんじゃないかと。ですから、何とかその8万円ではなく、ましてや今課長からも出ましたが、原町で、大体中村で五、六万ですよ、4万3,000円から6万4,000円、7万円。そうした場合に、あの団地の魅力として、果たして本当に町長自身が八万何がしで販売できる

かと。民間協力をもらいながらも十分にできるという、腹をくくってやれば私はいいんですが、その辺について町長として、確かなものとしてただ負債、議会にも責任が出てくるのではないかということで、幾らかでも負債を少なくするために高く売るっていうことになってしまうのか、より早く町民の人口をふやして活性化させていくっていうことでこの住宅を販売するのか、その辺のいわゆる考え方がこの価格にも出てくるのではないかと思うんですが、そのことについて町長の、本当にこの八万何がしで完売できる自信があるのかどうか、そこを確認しておきたいと思います。

それから、名称ですが、やはり高崎団地を残すということは、ある面でいい点悪い点、何か大郷のPRにはなりません。やはり大郷として、前に田中町長のつくった希望の丘とか、ああいう何かわくわくするような、せめて名前から入って誘致するっていうようなことが、何かある面での大きな一つの誘致する力になるのかと思うんですが、どうも亡くなったから云々ということではなく、もっと努力して、名称についても今後そういう点に時間をかけて、可能であれば町民から募って、こういうことでみんなが参加するようなそういう団地づくりの一環にしていくということも大事だと思うので、そのときにもう覚書で決めていたからだけではなく、もう少し努力してほしいということを強く思いながら、その辺について変更できるかどうかもお聞きしておきたいと思います。

一番心配なのは価格であります。ひとつよろしくお願いします。

それから、課長今規則はまだ決裁を受けていないからということで、条例と規則というのは、これは普通一体となって出てくるものではないんですか、小畑参事。規則というのはやはり条例が出て後からつくるっていうことが普通なんですか、実施要綱なりいわゆる規則というのは。その辺について、どうも条例が先走りして、後から規則とか実施要綱があって、かなり条例の内容が見えない中で複雑多岐にわたっていくようなことなどないのかどうか、どうも一緒に普通あるのかと思っていたんですが、その辺について参事からの見解を求めておきたいと思います。お願いします。

議長（石川良彦君） では、規則のほうから。小畑参事。

参事（小畑正勝君） それでは、お答えいたします。

今回の案件につきましては、まず第4条にございます位置、それから区画、これについては先ほど課長のほうから答弁がありましたとおり、

確定測量がまだ終わっていないということから数字等が出てこない。

それから、通常は言われるとおりの条例と規則、一体でございますが、今回についてはまだ見えないところがあるという部分から、何度も答弁しているとおりの販売予定が6月でございますので、その間に内容を詰めていくということでございます。

あわせて団地の名称ですが、やはりこの名称は条例で定め、全員協議会でも御提案がありましたサブの名称、そういったものについては規則で十分対応できるのかと、これからいろいろな夢のある名前を、それぞれ公募してでも、サブタイトルという形でできるのではないかと思います。

以上です。「意味もなく20条で規則という大きいのがあるのね、これ。普通ならこれ規則で定めるという。ここで私心配なんですよ。この規則がないとはっきりしないとだめだよ。そこを言っているんです」の声あり)

議長（石川良彦君） 参事、だから確定されている分、それだけでも示すことができるかできないかということで、含んで答弁してください。

参事（小畑正勝君） 確定されている部分については、課長が言ったとおりの内部の決裁が済んでおりませんので今すぐというわけにはできませんが、20日の間に、必要であればできている部分だけでもお示しすることは可能かと思えます。

以上です。

議長（石川良彦君） 次に答弁願います、町長。

町長（田中 学君） お答えします。

いろいろ千葉議員、積極的な、この事業に御議論していただいていることには私も感謝を申し上げているところでありますが、8万5,000円、この価格で、どうしてもこれでいかなければならないという、その思いというのは、分譲住宅を造成して投資対効果の話も、考えもしなければなりません。2億円投資して5万円で販売しましたと。半分回収できましたと。これで、こんな短絡的な、町民に対して説明が理解されるのかと。

そして、またそんなに不動産事業が町にとって、幾ら人口をふやさなくてはならないという、この定住促進というテーマで、分譲住宅を直轄で、直営でやらなければならなかったのかということにも、極めて私は不可解な気持ちでいるんです。町民に対して、人口をふやすからやむを得なかったんだという部分と、最初から半分でなければ売れないと、民

間と競争しなくてはならない、そういう環境にあると。片一方では、これから30区画、あの■■■■にまとめて販売契約をしているんですという民間の話聞けば、何だと。ただでもらった土地に造成して、10万円もかけて販売するという情けない大郷町の町政、数学もわからない連中に大郷町を任せておけないと、こう町民は言うに違いないと、こう思ったからこの八万五千何がしの単価を、これを提示して、我々努力をして、それでも、どうしても民間と比較しても難しいという段階になってからで値下げをするなりいろいろな知恵を絞って別な方法をとるなりして、この事業が無駄にならないようにやるのが我々の仕事であるというふうに考えたからでございますので、議会の皆さんにもよろしくどうぞその辺を御理解いただいて、今後この事業が、何年かかるかわかりません、完売するまで。公営住宅も、今便利なところから住民バスも通らない場所に行かなくてはならない、そういうハンデを背負っている公営住宅、このロケーションにいかにして町民から理解を求められるような、何かそこにプレミアをつけていかなければならないということでございますので、御理解をいただきたいと思えます。

議長（石川良彦君） 次に、ございませんか、ほか。3番佐藤千加雄議員。

3番（佐藤千加雄君） 先ほどから、名称について、さっき参事が、サブタイトルをつければいいのではないかというお話がありました。それがもしとおるのであれば、名称は高崎団地で、サブタイトルがもっと子育て支援なりそういうものに感じられるようなものにしてもらいたい。

あと、もう一つは、町長がさっき値段に関して5万円から8万円と。私もこの前の全協では5万円がいいのではないかという意見でございました。八万幾ら、今の皆さんの意見からすれば、町長は8万円で、議会側は5万円台という話です。その8万円をどうしても崩せないのであれば、やはり子育て定住からすれば、新しい名称によって、そこによるためには子育て支援定住促進で、町長がその宅地に対して100万円か200万円の助成金を出せば5万円になります。ですから、大衡なり何なり向こうでもやっていますけれども、本当に200万円ぐらい出しているわけです。今町では60万円です、上限が。それをぜひ子育て、定住、若い人たち、子供が産める、子供がいる世帯に対しては思い切ったそういう予算助成をするならば私はこの案に賛成したいと思うんですけれども、町長の意見を伺います。

議長（石川良彦君） 答弁願います。町長。

町長（田中 学君） 議長にお願いなんです、ただいまの御意見をちょっと

法的に、子育て支援の、厚生からの補助金がつけられる内容なのか、ちょっと5分、10分時間をいただいて、担当でお話をしてお答えしたいと思うんですが、いかがですか。

議長（石川良彦君） よろしいです。

ここで暫時休憩といたします。

午 前 10時48分 休 憩

午 前 10時59分 開 議

議長（石川良彦君） 会議を開きます。

町長。

町長（田中 学君） 大変、休憩をいただいて、ただいま関係課長、内部で検討させていただきましたが、極めて難しい内容で、即答するにはもう少し法的なものも考慮しながら検討をするということで、この議案第4号については、議長、大変申しわけございませんが一番最後のほうでもう一遍上程していただいて、一旦置いてもらって、お昼休みに検討させていただいて御報告したいと思うんですが、いかがでしょう。

議長（石川良彦君） 審議はここでいったん中断して、この議案に対しての審議はいったん午後からというか、きょう可能ならきょうやるということなんですか。きょうでなくても別に構わないですが、議事日程上は。

町長（田中 学君） きょうできれば最後のほうにでも。

議長（石川良彦君） もし間に合えばということで、一旦……

町長（田中 学君） お許しいただけるのであれば、本当にあしたにお願いすれば、きょう議会が終わってからでもしっかり煮詰めたお話をしたいと思います。これ、前向きに取り組んでいるんです、今。大変貴重な佐藤議員の質問に対して、なるほどそういう考え方もあるかということで、我々も新しい発想に立っているところでございますので、議長、よろしくお願ひいたします。

議長（石川良彦君） わかりました。

それでは、日程第2、議案第4号につきましては、日程を後半のほうに、きょう可能であればきょう日程に組み入れるかどうか、これはとりあえず議運に諮り、その後にそれを決定させていただきたいと思いますので、一時日程第2、議案第4号については中断ということにさせていただきます。よろしいですか。（「はい」の声あり）

---

日程第3 議案第5号 大郷町指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準を定める条例の制定について



それでは、次に日程第3、議案第5号 大郷町指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準を定める条例の制定についてを議題といたします。

これより質疑に入ります。ございませんか。12番千葉勇治議員。

12番（千葉勇治君） 最後のほうのやつも介護関係あるんですが、今回この議案第5号の趣旨をお聞きしておりますと、県から町に権限が移るということでございますが、それだけ町の、財的な支援はあろうにしても、当然人的なスタッフなりあるいは仕事の面、そういう点では町の主体性がかなり高まるのかとか強まるのかと思うんですが、この条例の制定に伴いまして、町としてどういう事業が考えられるのか、今。これまでよりも町が直接的にかかわる仕事として、必ずしも福祉協議会に業務委託するだけではなく、何らかの形で当然県が思うところの、もっとも町民に接した町の対応が必要ではないかという判断の中でこの事業が県から町に委託された経過があると思うんですが、その辺についてひとつよろしく考え方を述べてもらいたいと思います。お願いします。

議長（石川良彦君） 答弁願います。保健福祉課長。

保健福祉課長（千葉伸吾君） では、お答えしたいと思います。

本件につきましては提案理由の中で御説明したところでございますが、いわゆる居宅介護支援事業所の指定権限が、県から市町村に移譲されるということで、目的としましては、再度御説明いたしますけれども、市町村による介護支援専門員の支援の充実を図ってほしいというような趣旨のもとでこのような改正となったようでございます。

その関係で、一応これから町のほうでふえてくる事務といたしましては、今後の指定事業所の更新の時期に当たりまして、その更新申請の内容の審査並びに今後の指導監査はもちろんのこととして、そういった事業の実施に関する不適切事案に対する勧告でありますとか、そういう権限も一緒に持ってくることとなりますので、そういった面ではこれまで以上に係としては、負担増といっっては何ですけれども、より詳細で適切な対応が今後求められていくんだろうというふうに理解をしてございます。

議長（石川良彦君） 千葉勇治議員。

12番（千葉勇治君） どちらかという指導監査、あるいはそういう関係が強くなるということですが、当然仕事もふえる、それに伴う財政の支援についてはどのような形になってくるんですか。

議長（石川良彦君） 答弁願います。保健福祉課長。

保健福祉課長（千葉伸吾君） お答えいたします。

直接的にこの事務に伴って何かの財政措置があるかということであれば、恐らく一般財源として普通交付税の中で措置されるようになるのではなかろうかというふうに推測してございます。

議長（石川良彦君） 千葉勇治議員。

12番（千葉勇治君） 県から町に仕事は来る、権利が移される、財源的なことは見通しが無いということについてはちょっと片手落ちかと思うんですが、その辺についてやはりちゃんとした県の見解などをつかんでおく必要があると思うんですが、いかがなものですか。

議長（石川良彦君） 答弁願います。保健福祉課長。

保健福祉課長（千葉伸吾君） お答えします。

法改正に伴うものでございますので、財源的には国のほうで何がしかの措置というのは、地財計画の中で一般財源として措置されるのが通常というふうに考えてございますので、そのような形になるのではないかと推測しているということでございます。

議長（石川良彦君） ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（石川良彦君） ないようでございますので、これで質疑を終わります。

これより討論に入ります。ございませんか。

〔「省略」と呼ぶ者あり〕

議長（石川良彦君） 討論省略の御発言がありますので、これをもって討論を終わります。

これより、議案第5号 大郷町指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準を定める条例の制定についてを採決いたします。

この採決は起立により行います。

お諮りします。本案は原案どおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（石川良彦君） 起立全員であります。したがって、本案は原案どおり可決されました。

---

日程第4 議案第6号 大郷町課設置条例の一部改正について

議長（石川良彦君） 日程第4、議案第6号 大郷町課設置条例の一部改正についてを議題といたします。

これより質疑に入ります。ございませんか。ないですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（石川良彦君） ないようですので、これをもって質疑を終わります。  
これより討論に入ります。ございませんか。

〔「省略」と呼ぶ者あり〕

議長（石川良彦君） 討論省略の御発言がありますので、これをもって討論を終わります。

これより、議案第6号 大郷町課設置条例の一部改正についてを採決いたします。

この採決は起立により行います。

お諮りします。本案は原案どおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（石川良彦君） 起立全員であります。したがって、本案は原案どおり可決されました。

---

日程第5 議案第7号 大郷町職員定数条例の一部改正について

議長（石川良彦君） 日程第5、議案第7号 大郷町職員定数条例の一部改正についてを議題といたします。

これより質疑に入ります。ございませんか。12番千葉勇治議員。

12番（千葉勇治君） 今回の説明の中で、これまで学校給食の関係とか、あるいは小中学校の統合によるもの、あるいは歯科診療所の廃止といたしますか、町直営のものがなくなったというようなことで、その間この人員についてふれなかったというような説明でございましたが、いろいろ業務を見ておりますと、結構、先ほどのいわゆる県からの業務権限の委託とかそういうものがある中で、今回のこの改正によって支障を来すようなことがないのかどうか心配されるわけでございます。

その一つとして、今職員の残業状況はどうなっているのか。残業が多いとか、特に税務課などは季節的な、時期的なことがあろうと思うんですが、年間残業によっていろいろと仕事が滞っているような課もあろうかと思うんですが、その辺などよく見詰めながら、見極めながらこの人員の配置というのを考える必要があると思うんですが、その辺について、あわせて今回のこの人員定数の削減に伴う中で検討されておるのかどうかお聞きしたいと思います。

議長（石川良彦君） 答弁願います。総務課長。

総務課長（残間俊典君） お答えいたします。

初めにですけれども、今回、きのうの御説明でも申し上げましたとおり、現在の職員数を削減するものではございません。現在の152名という定員なんですけれども、平成6年ごろに改正されまして、その後改正されてございませんでした。ということで、その後に行行政改革なり集中改革プラン、国からの指導とかもありまして定員管理の見直しも行われてきたということでございます。

施行は4月1日の予定でございますけれども、現在の予定で4月1日の一般職員数114名の予定でございます。この定数、条例から除かれる定数外の部分といたしまして、会計管理者や会計職員、それから育児休暇等による長期休業の者5名を除きますと、定数内の職員数として109名という人数になります。

今後、事務事業の見直し等もその都度行ってはございますけれども、人員に不足が生じた場合等につきましては、この109名から、今回定数を122名に引き下げはするわけなんですけれども、まだ十分定数内での運用は可能だということで、その辺は検討した中での改正でございます。

議長（石川良彦君） ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（石川良彦君） ないようですので、これをもって質疑を終わります。

これより討論に入ります。ございませんか。

〔「省略」と呼ぶ者あり〕

議長（石川良彦君） 討論省略の御発言がありますので、これをもって討論を終わります。

これより、議案第7号 大郷町職員定数条例の一部改正についてを採決いたします。

この採決は起立により行います。

お諮りします。本案は原案どおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（石川良彦君） 起立全員であります。したがって、本案は原案どおり可決されました。

---

日程第6 議案第8号 職員の給与に関する条例の一部改正について

議長（石川良彦君） 次に、日程第6、議案第8号 職員の給与に関する条例の一部改正についてを議題といたします。

これより質疑に入ります。ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（石川良彦君） ないようですので、これをもって質疑を終わります。  
これより討論に入ります。ございませんか。

〔「省略」と呼ぶ者あり〕

議長（石川良彦君） 討論省略の御発言がありますので、これをもって討論を終わります。

これより、議案第8号 職員の給与に関する条例の一部改正についてを採決いたします。

この採決は起立により行います。

お諮りします。本案は原案どおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（石川良彦君） 起立全員であります。したがって、本案は原案どおり可決されました。

---

日程第7 議案第9号 大郷町国民健康保険税条例の一部改正について

議長（石川良彦君） 日程第7、議案第9号 大郷町国民健康保険税条例の一部改正についてを議題といたします。

これより質疑に入ります。ございませんか。12番千葉勇治議員。

12番（千葉勇治君） 私、健康保険、国保の審議委員会にも入っております、これに提案する立場であったわけですが、そんな中でちょっと疑問を抱きながら、確認しておきたいんですが、今回4方式から3方式になる中で、特に資産割が廃止されるわけですが、いろいろ1人当たり、あるいは世帯当たりかなり金額が減っているものの、この資産割で今までいただいていた国保税の分が、基本的にはほとんどがこれを基金から取り崩すような形になるのか、それともその分を全体の中で、いわゆる平均的な形でその差額を、減る分を検討されたのか、その辺ちょっと審議委員会の中でもそれは出なかったのを確認しておきたいんですが。

議長（石川良彦君） 答弁願います。税務課長。

税務課長（武藤弘子君） お答えいたします。

資産割をなくした分ということの御質問だったかと思いますが、県から示されました県への納付金をもとに保険税で賄うべき必要額を算出しまして、示されました標準保険税率を参考に今回の改正率を算出いたしました。

今回は県の単一化に伴う改正でございますので、これまで以上に過大

とか過少にならないよう、現状に即した金額を計上し算定したものです。

今回の改正では、持続可能な範囲で基金繰入を行うことによりまして、所得割を上げずに平等割、均等割についても減額調整になるよう均衡を図っております。

議長（石川良彦君） 千葉勇治議員。

12番（千葉勇治君） このような単純な質問ではなはだ恐縮ですが、資産割がなくなったことによって、それをそっくり、資産のある方々がともすると軽減されたというような形にならないのか。その辺、もしそうだとすれば若干不公平といたしますか、形にとられてしまうのかという思いを持ったものでしたから、そのいわゆる資産割が少なくなった分の、その分の財源をどのような形で按分されているのかをお聞きしたかったんですが。

今の答弁で私なかなか、もう一度わかるように教えてほしいんですが。

議長（石川良彦君） 税務課長。

税務課長（武藤弘子君） お答えいたします。

せっかく今までたくわえておいた基金を資産割がなくなった分で埋めてしまうのは不公平ではないかという御質問かと思えますけれども、今回の基金繰入につきましては、所得割の上昇を抑制するための激変緩和措置でございます。応益の均等割、平等割につきましても減額されておりますので、全被保険者に効果があるものと御理解願いたいと思えます。

議長（石川良彦君） ほかにございませんか。8番和賀直義議員。

8番（和賀直義君） 県の単一化になった税率の変更ですということですが、大郷町の場合、今回のこの税の変更で、県内の位置としてはどの辺の位置にあって、そして最終的に県としては単一化になるのかどうか。そのならない間はこの基金から繰り入れて、何年間それが可能なのかどうかという、こういう見通しは立っていらっしゃるんですか。

議長（石川良彦君） 答弁願います。税務課長。

税務課長（武藤弘子君） 前段の国保税の県内の比較でございますが、本町の医療給付事業費、経費等をもとに宮城県が算出しました納付金算定による標準税率では、所得割におきまして県内15位の保険料に位置しております。それに対しまして、今回税率の改正により減税を行うものでございますので、県内のほとんどの市町村において税率の見直しが行われるため、県内の順位の推定は今のところ困難な状況でございます。

議長（石川良彦君） よろしいですか。和賀直義議員。

8番（和賀直義君） 今現時点では困難だということなので、基金からの繰り

入れて何年もつかっていうのも、じゃあまだ今の時点ではわからないということですか。

議長（石川良彦君） 答弁願います。町民課長。

町民課長（鎌田光一君） お答えいたします。

今回3,000万円程度の基金繰入ということでやっておりますが、今後の医療費動向、あと医療費動向もありますけれども、県内の医療費動向、町内の医療費動向、あとは被保数だったり世帯数だったり、いろいろな要素が絡んできますので、その辺は一概には言えないところではありますが、将来的には県単一化、保険税統一を目指しているところは変わりございません。

それで、その単一化につきまして、何年に単一化、全て統一されるかという時期については、今後県と市町村と協議していきながら定めるところでありますので、今段階ではお答えするところはございません。

以上でございます。

議長（石川良彦君） 和賀直義議員。

8番（和賀直義君） 基金から年間3,000万円の繰り入れですということでございますので、今現在幾らなんですか、基金って。

議長（石川良彦君） 答弁願います。町民課長。

町民課長（鎌田光一君） お答えいたします。

現在の基金残高に対しては、前年度末現在で2億6,370万9,513円でございます。それに平成28年度の余剰金積立金が3,600万円。運用高として22万1,494円。今回補正を見込んでおります取り崩し金額が4,141万1,000円でございます。それを差し引きますと2億5,852万7円と年度末なる予定でございます。

以上でございます。

議長（石川良彦君） ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（石川良彦君） ないようですので、これをもって質疑を終わります。

これより討論に入ります。ございませんか。

〔「省略」と呼ぶ者あり〕

議長（石川良彦君） ないようですので、これをもって討論を終わります。

これより、議案第9号 大郷町国民健康保険税条例の一部改正についてを採決いたします。

この採決は起立により行います。

お諮りします。本案は原案どおり決することに賛成の議員の起立を求

めます。

〔賛成者起立〕

議長（石川良彦君） 起立全員であります。したがって、本案は原案どおり可決されました。

---

日程第8 議案第10号 大郷町企業立地及び事業高度化を重点的に促進すべき区域における固定資産税の課税免除に関する条例の一部改正について

議長（石川良彦君） 日程第8、議案第10号 大郷町企業立地及び事業高度化を重点的に促進すべき区域における固定資産税の課税免除に関する条例の一部改正についてを議題といたします。

これより質疑に入ります。ございませんか。ないですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（石川良彦君） ないようですので、これをもって質疑を終わります。

これより討論に入ります。ございませんか。

〔「省略」と呼ぶ者あり〕

議長（石川良彦君） 討論省略の御発言がありますので、これをもって討論を終わります。

これより、議案第10号 大郷町企業立地及び事業高度化を重点的に促進すべき区域における固定資産税の課税免除に関する条例の一部改正についてを採決いたします。

この採決は起立により行います。

お諮りします。本案は原案どおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（石川良彦君） 起立全員であります。したがって、本案は原案どおり可決されました。

---

日程第9 議案第11号 大郷町国民健康保険条例の一部改正について

議長（石川良彦君） 日程第9、議案第11号 大郷町国民健康保険条例の一部改正についてを議題といたします。

これより質疑に入ります。ございませんか。ないですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（石川良彦君） ないようですので、これをもって質疑を終わります。

これより討論に入ります。ございませんか。



〔「省略」と呼ぶ者あり〕

議長（石川良彦君） 討論省略の御発言がありますので、これをもって討論を終わります。

これより、議案第11号 大郷町国民健康保険条例の一部改正についてを採決いたします。

この採決は起立により行います。

お諮りします。本案は原案どおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（石川良彦君） 起立全員であります。したがって、本案は原案どおり可決されました。

---

日程第10 議案第12号 大郷町後期高齢者医療に関する条例の一部改正について

議長（石川良彦君） 日程第10、議案第12号 大郷町後期高齢者医療に関する条例の一部改正についてを議題といたします。

これより質疑に入ります。ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（石川良彦君） ないようですので、これをもって質疑を終わります。

これより討論に入ります。ございませんか。

〔「省略」と呼ぶ者あり〕

議長（石川良彦君） 討論省略の御発言がありますので、これをもって討論を終わります。

議案第12号 大郷町後期高齢者医療に関する条例の一部改正についてを採決いたします。

この採決は起立により行います。

お諮りします。本案は原案どおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（石川良彦君） 起立全員であります。したがって、本案は原案どおり可決されました。

---

日程第11 議案第13号 大郷町介護保険条例の一部改正について

議長（石川良彦君） 次に、日程第11、議案第13号 大郷町介護保険条例の一部改正についてを議題といたします。

これより質疑に入ります。ございませんか。12番千葉勇治議員。

12番（千葉勇治君） 町長の重点公約の一つである介護保険制度保険料の値下げということで、その方向に進んでいるということで評価するものです。

その中で、ちょっと細かい話になるんですが、町長としてはできるならば県の平均よりも下げたいということでの話もあったわけですが、限られた財源の中でいろいろあろうとは思いますが、若干その辺について、いろいろこれまでの6期の県なりあるいは全国の状況を見ていますと、本当に、もちろん宮城県では大郷も6,500円、トップでございまして、平均的にはたしか5,000円弱だと、四千四、五百円でしたか、5,000円前後だったか。

そういう中で、今回の7期目の介護保険料、いろいろ基金なり施政で下げる状況がありますが、最終的には、まだ県内の状況は出ていないと思うんですが、方向づけとして県平均ぐらい、あるいは平均を下回るぐらいの価格になるのかどうか、保険料になるのかどうか、その辺検討されているのかどうかお聞きしたいのですが。

議長（石川良彦君） 答弁願います。保健福祉課長。

保健福祉課長（千葉伸吾君） お答えいたします。

御質問にありましたとおり、現在最終的に県内市町村がどのぐらいの金額になるのかというのは、まだ県のほうから公表はされてございません。ただし、中間集計といいますか、確認の段階では、高いほうの上位から、ワースト5は回避できるのではなかろうかといった水準にあらうかと思えます。

以上でございます。

議長（石川良彦君） 千葉勇治議員。

12番（千葉勇治君） 幾らかでもそういう、これまではワースト1だったんですが、そういう点で評価されるものですが、町長、7期ちょっとでも状況によっては変えていくようなことはできないのかどうか、その辺も含めて公約実現のために、例えば今回6,200円を6,000円に近づけるなり何なり、中途では、基金の使い方の状況によって対応できるものではなかったんですか。どうなんですか。ぜひその姿勢などをお聞きしたいと思います。

議長（石川良彦君） 答弁願います。町長。

町長（田中 学君） 準備基金を取り崩して6,200円で抑えたということなんですが、まだ3年後に、まだその基金を生かさなくてはならないものですから、今回一気に下げるといふわけにはまいりませんので、御理解をい

ただきたいと思います。

議長（石川良彦君） ほかにございませんか。8番和賀直義議員。

8番（和賀直義君） 今現在の基金がこれぐらいあって、そして今回介護報酬の改定もあって、その分が480万円ぐらい年間で見込まれるということなんですけれども、毎年の基金からの繰り入れというのはどれぐらい見えていらっしゃるんですか。

議長（石川良彦君） 答弁願います。保健福祉課長。

保健福祉課長（千葉伸吾君） お答えいたします。

基金の残高ですけれども、これは今年度の実質収支がどのぐらいになるかという部分にもかかわってまいりますが、その分を考慮しないといったような段階で、今年度末で7,600万円ほどの基金残になるかと思っています。それに歳出の執行率によって剰余分が積み増しされるということになるかと思いますが、そのような中で、今後は毎年約1,000万円程度を目安として繰り入れをしてまいりたいと。

少なくとも第7期の3カ年につきましては現行の保険料を維持していくこととなりますので、そういった年間1,000万円といったようなところをめどにしまして計画を策定したところでございます。

議長（石川良彦君） ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（石川良彦君） ないようですので、これをもって質疑を終わります。

これより討論に入ります。ございませんか。

〔「省略」と呼ぶ者あり〕

議長（石川良彦君） 省略の御発言がありますので、これをもって討論を終わります。

これより、議案第13号 大郷町介護保険条例の一部改正についてを採決いたします。

この採決は起立により行います。

お諮りします。本案は原案どおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（石川良彦君） 起立全員であります。したがって、本案は原案どおり可決されました。

---

日程第12 議案第14号 大郷町指定地域密着型サービス事業者等の指定に関する基準を定める条例の一部改正につ

いて

議長（石川良彦君） 日程第12、議案第14号 大郷町指定地域密着型サービス事業者等の指定に関する基準を定める条例の一部改正についてを議題といたします。

これより質疑に入ります。ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（石川良彦君） ないようですので、これをもって質疑を終わります。

これより討論に入ります。ございませんか。

〔「省略」と呼ぶ者あり〕

議長（石川良彦君） 討論省略の御発言がありますので、これをもって討論を終わります。

これより、議案第14号 大郷町指定地域密着型サービス事業者等の指定に関する基準を定める条例の一部改正についてを採決いたします。

この採決は起立により行います。

お諮りします。本案は原案どおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（石川良彦君） 起立全員であります。したがって、本案は原案どおり可決されました。

---

日程第13 議案第15号 大郷町上水道事業給水条例の一部改正について

議長（石川良彦君） 日程第13、議案第15号 大郷町上水道事業給水条例の一部改正についてを議題といたします。

これより質疑に入ります。ございませんか。6番若生 寛議員。

6番（若生 寛君） 今回3社が来るわけですが、これ2カ所の追加ということは、もう1カ所はどのような状況になっているか。

議長（石川良彦君） 答弁願います。地域整備課長。

地域整備課長（三浦 光君） お答えいたします。

1カ所につきましては、区域指定済みでございます。

議長（石川良彦君） ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（石川良彦君） ないようですので、これをもって質疑を終わります。

これより討論に入ります。ございませんか。

〔「省略」と呼ぶ者あり〕

議長（石川良彦君） 討論省略の御発言がありますので、これをもって討論を終わります。

これより、議案第15号 大郷町上水道事業給水条例の一部改正についてを採決いたします。

この採決は起立により行います。

お諮りします。本案は原案どおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（石川良彦君） 起立全員であります。したがって、本案は原案どおり可決されました。

---

日程第14 議案第16号 吉田川流域溜池大和町外3市3ヶ町村組合規約の変更について

議長（石川良彦君） 次に、日程第14、議案第16号 吉田川流域溜池大和町外3市3ヶ町村組合規約の変更についてを議題といたします。

これより質疑に入ります。ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（石川良彦君） ないようですので、これをもって質疑を終わります。

これより討論に入ります。ございませんか。

〔「省略」と呼ぶ者あり〕

議長（石川良彦君） 省略の御発言がありますので、これをもって討論を終わります。

これより、議案第16号 吉田川流域溜池大和町外3市3ヶ町村組合規約の変更についてを採決いたします。

この採決は起立により行います。

お諮りします。本案は原案どおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（石川良彦君） できれば一斉に起立していただくと助かります。

起立全員であります。したがって、本案は原案どおり可決されました。

---

日程第15 議案第17号 平成29年度大郷町一般会計補正予算（第9号）

議長（石川良彦君） 日程第15、議案第17号 平成29年度大郷町一般会計補正予算（第9号）を議題といたします。

これより質疑に入ります。ございませんか。12番千葉勇治議員。

12番（千葉勇治君） まず、ページごとに見ていって、この8ページの繰越明許についてちょっとお聞きしておきたいんですが、いろいろ説明している中で最後のほうになってくるわけですが、この繰越明許の中で、特にこの5款の農林水産業費の、例えばこのブランドロゴ等デザイン制作事業とか、物産館改修設計事業、これがたしか補正予算で今回計上されていると思うんですが、この中ですぐに、時間を要するものということで繰越明許に持っていつている、この辺について、果たして当初から、きのうも補正予算の位置づけというのを話した経過があったんですが、すぐに3月、今回の補正予算で可決しても時間が見えないのはわかっているわけなので、なぜ当初に組まなかったのか。その辺の、いずれ予算を組む、そういう技術というか手腕というものはあるんでしょうが、どうもその辺が納得いかないと。あと、郷郷ランドの公園のトイレ改修工事、これについても、今補正されても出るわけないんです。そういう点で、なぜこれらを繰越明許ではなく当初に持っていかなかったのかをまずお聞きしたいと思います。

それから、9ページの債務負担行為の中で、今回7番目の大郷町幼稚園の通園バス運行业務が、幼保一貫教育というようなことの説明なんかそういう話もあったようですが、それがこれまでの補正前は5年間の契約ごとが今回2年ということで提案されておるわけですが、これは幼保一貫になることによって何かいわゆるこども園の考え方を、認定こども園としての、これをやることによってもしかしたらバス代も保護者負担になるものなのか不安も思うんですが、なぜこのようなことになっているのか。間違っても保護者の負担にはならないと思うんですが、いろいろ見ると認定こども園についてはかなりの費用がかさむというようなことも出ているようですが、その辺についての考え方をお聞きしておきたいと思います。多分説明はあったと思うんですが、もう一度お聞きしておくことになると思います。お願いしたいと思います。

それから、13ページの太陽光のいわゆる固定資産税で、かなり九千八百万何がし入ってくるということでございますが、すばらしい財源の力にはなるんですが、一体この町内におけるいろいろな、今太陽光が町の施設、土地も今回賃貸借をしながらいろいろ建設のほうに進んでいるようですが、今回のこの九千八百万何がしの対象となる、せめて面積なり箇所、それぐらいはつかんでいると思うので、今後の参考までに、これぐらいの箇所から、これぐらいの面積から、これぐらい入っているとい

うことがつかめれば、私たちも何らかの、いわゆる地域での話にも具体的な対応ができるのかと思いますので、お聞きしておきたいと思います。

それから、15ページの地方交付税の中で、10款第1項のいわゆる震災復興特別交付税、このことについては黒川行政事務組合の焼却炉新設に伴う負担ということでございましたが、震災復興特別交付税で全てが焼却炉の建設財源として賄ってられるのか。そのほかに焼却炉の建設について一般会計かどこからか、何らかの形でそのほかに負担が行っているのか。この震災復興特別交付税の焼却炉への、いわゆる払うものだという事に関連して、その辺についてお聞きしておきたいと思います。

それから、13款の土木使用料の町営住宅の使用料が179万1,000円ほど減っているわけですが、これは先ほどまでも議論している町営住宅の利用状況、以前に赤間町長は、私は高崎団地をつくる際にどういう考えでやるんだと、調査なりいろいろその辺を積んだ形でやるのかということで質問したところ、今の町営団地への、町営住宅への申し込みや、あるいはいろいろ状況を聞くと、大郷に本当に魅力を感じる方々があるから、町営住宅の状況を調査しなくたってそういうことでやれるんだっていうような答弁があったわけですが、実際問題としてこのような減額になっている状況を見た場合に、これだけではないと思うんですが、町営住宅の実際の使用状況、どういうものになっているのか。結構希望の丘団地を見ますとあいているところも見えるようですが、その辺の今後における町営住宅の利用状況を推察する中でも大事な見通しを持つ必要があると思うので、改めてお聞きしておきたいと思います。

それから、18ページの国庫補助金の中で、2目3節の道路橋梁費の2,136万5,000円の減額、これもう一度詳しくお聞きしておきたいと思います。

それから、21ページです。極めていい傾向なんですけど、この18款の繰入金の中で、基金繰入金が補正で3億3,800万円の減額でということで、多額の金額がいわゆる出さなくて済んだというような状況になっているわけですが、この辺について特にどういうことが今回こういう姿になったのか、具体的に何か大きなものが二、三あると思うんですが、その辺についてお尋ねしておきたいと思います。

それから、歳出に入ります。

37ページの予防費についてですが、前にもかなりの減額があつてお聞きしたところ、予防費ですから多額の予算を計上していると、構えをつくっているということでございますが、最終的に減額になるということ

は、人が来なかったと、思ったよりも。実際、先日のどこかの会議でしたが、以前よりは、ピークの時よりも予防、いわゆる予診、それが減っている傾向にあるという話を受けたんですが、私もいろいろ気がかりなところもあるわけですが、この予防費の減額について、ただ減額ではなく、どこにどういういわゆる計画から及ばなかった状況があつてこのようになっているのか、それを平成30年度にぜひ生かすためにも、その辺の分析が大変重要ではないかと思っておりますので、この予防費の減額について改めて見解を求めておきたいと思っております。

それから、農業振興費です。9,000万円の補正前の金額に対して370万円ということで減額ですが、特に農業振興総合補助金、これは町が力を入れているわけですが、当初よりも490万円減額だったと。ですが、どういう状況に使われていたのか、ひとつ。それから、個々の農家がいわゆるもろみを作って販売する、そういう方向に使われたこの補助金の内容は幾らぐらいあるのか。ともすると大きな機械を買った団体にどどどと出て、ねらいとする個々の小さな農家の方々の生産、販売に寄与しているのかどうか、たまたま疑問を持つわけで、今回のこの490万円の減額とあわせて農業振興総合補助金の使途の状況についてお聞きしておきたいと思っております。

それから、次の40ページの12目物産館費のブランドロゴ等デザイン制作業務、このことについて、何をどういう狙いでやっていくのか。私は物産館全体のいろいろな改修なり、あるいはそういうイメージチェンジを図ることとあわせてこのブランドロゴデザイン制作というのが出てくるものかと思うんですが、特にこれだけが目立っておるわけですが、その辺の考え方などについてどのように位置づけているのかお聞きしたいと思っております。

それから、41ページの道路新設改良費について。これは私の聞き違いでしたか、委託料ということで1,316万6,000円、測量設計業務など、何かこの辺の中で、希望の丘団地のいわゆる希望の丘線、山中線の関係もちょっとふれられたような感じに記憶しているんですが、先日の施政方針を見ておきますと、町長は中止ではなく凍結ということで、凍結はいずれ解凍するという内容も含みのある内容になっているようですが、あわせて、私の聞き違いもあろうと思っておりますが、この辺の予算もあわせて、山中希望の丘線の施政方針で出ている凍結について、ちょっと町長の見解などもお聞きできればと思っております。

44ページの消防の関係の水防費なんですが、16万4,000円減額になって



おりますが、確か余り大きな金額ではなかったと思うんですが、平成29年度における水防の活動というのはどういう状況だったのか。その辺、訓練されているのかどうか。あるいは金のかからない訓練をしているのかもわかりませんが、やはり忘れたところに災害が来るということで、この水防訓練というのは本当に大事な位置づけをする必要があると思うんですが、平成29年度はどうだったのかお聞きしておきたいと思います。

それから、46ページに飛びまして、この幼稚園管理費も、委託料ということで除草業務が520万円ほどの減額になっているわけですが、何だったのかと。除草業務っていうのは至って……消防設備点検設計業務、何かこの辺の詳しい説明を求めたいと思います。

そんなところですか。ひとつよろしくお願ひしたいと思います。

議長（石川良彦君） まず、答弁願います。企画財政課長。

企画財政課長（熊谷有司君） お答えさせていただきます。

まず、繰越明許費でございますが、ブランドロゴデザイン制作事業並びに物産館改修設計事業。これにつきましては、井ヶ田製茶様との協定に基づきまして物産館のほうを今改修、リニューアルに向けて、ことしの秋口を目指して改修工事を進める前段としましてブランドロゴデザインと物産館の回収設計業務を当てたものでございます。当初予算に計上すべきではないかということでございますが、当初予算計上になりますと時間的に秋口がもっとずれ込む形になってございますので、できるだけ早くリニューアルをしお客様を町外から呼ぶために、これを今回予算計上しまして繰越明許としたものでございます。

次に、郷郷ランド公園改修事業につきまして。これにつきましても、今は冬場の時期でさほどお客様も来ていない状況でございますが、春になりましたらお子様連れの御家族が大分いらっしゃるようになります。したがって、できるだけ早いうちに改修工事をしまして、そのお客様のためにトイレを改修したいというような考えでございます。そのために繰越明許ということで3月補正に計上させていただいたものでございます。

次に、債務負担行為補正の関係でございますが、大郷幼稚園通園バス運行業務。当初5年の債務負担ということでございましたが、2年にしたことにつきましては、町のほうの方針が、先ほど千葉議員からもお話されましたが、認定こども園へ移行ということで、平成32年度からの予定の方針が決定されてございます。したがって、大郷幼稚園としますれば平成31年度までということになってございますので、その関係で

2カ年ということで変更したものでございます。

以上でございます。

議長（石川良彦君） 次に、答弁願います。税務課長。

税務課長（武藤弘子君） お答えいたします。

平成29年度分の償却資産につきましては今入力を盛んにしているところでございますので、平成28年度の集計の数値でもってお答えいたします。

太陽光発電設備に係る土地につきましては、筆数で64筆。償却資産の太陽光設備につきましては61カ所となっております。

以上でございます。

議長（石川良彦君） 次に、答弁願います。町民課長。

町民課長（鎌田光一君） お答えいたします。

焼却炉の財源につきましては100%この震災復興交付金を充てるものではなく、一部町の財源がございます。確か5%程度だったかと思えます。これについては交付税の対象物に関してのみの話で、そのほかにも対象外工事費がございますので、それは町の一般財源でございます。

以上であります。

議長（石川良彦君） 次に、答弁願います。地域整備課長。

地域整備課長（三浦 光君） お答えいたします。

まず、16ページでございます。

13款使用料及び手数料第1項使用料3目土木使用料の住宅使用料の179万1,000円の減額につきましては、入退去に伴います減額でございます。入退去に当たりましては、入居されている方が退去いたしましてもすぐに入居という形にはございません。必ず公募を募りまして入居という形になりまして、その間2カ月から3カ月等のブランクが生じますので、その分の減額となっております。

続きまして、18ページでございます。

2項国庫補助金2目土木費国庫補助金の道路橋梁費2,136万5,000円の減額でございますが、こちらにつきましては大松沢地区の成田橋修繕工事の完了によるもの、また山中希望の丘線事業未実施に伴う減額となっております。

続きまして、41ページ。

第7款土木費第2項道路橋梁費3目道路新設改良費の13節委託料1,316万6,000円につきましては、山中希望の丘線未実施に伴います減額でございます。

以上でございます。

議長（石川良彦君） 町長、今の部分に関して、山中希望の丘線に関しての所見を求められていいですか、あわせて。よろしいですか。撤回して。

答弁願います。町長。

町長（田中 学君） 事業凍結に関する御意見でございますが、まず前任者が計画をしてございました山中希望の丘線の町道工事、これについてはしばらくこの事業を凍結して、そういう時代がもし来るのであれば考えなければなりません、いずれにしても設計は委託してございますので、それはやむを得ないということでもあります。

また、新川内工業団地造成の計画もあったようですが、このことにつきましては過半地権者の皆様に事業の凍結を御説明申し上げて、いずれ企業誘致を、用地としては今後新しい手法で、この大事な皆さんの土地については利用させていただくことをお願い申し上げて、前任者の計画を一旦凍結するという内容で御理解をいただいているところでございます。

議長（石川良彦君） 次に、21ページの基金繰入金については、まとめて企画財政課長から答弁願います。

企画財政課長（熊谷有司君） お答えいたします。

今回の基金繰入金の減額でございますが、2目から7目につきましては事業費が確定したことによるものでございまして、1番目の財政調整基金の繰り入れにつきましては、例えば災害復旧工事ですが、以前御承認いただいておりますが、その際には財政調整基金のほうで、災害復旧工事につきましては財政調整基金のほうで手当てをしていたところでございますが、今回国の査定等が確定しまして補助金が確定したことや、あと地方債のほうに財源措置が講じられることから、その分の減額となっております。それに町税のほうが大分大きな伸びがございましたので、それらを勘案しまして、今回財政調整基金としまして3億3,000万円ほどの減額となったものでございます。

以上でございます。

議長（石川良彦君） 次に、答弁願います。保健福祉課長。

保健福祉課長（千葉伸吾君） それでは、37ページの予防費の減の要因についてお答えをしたいと思います。

この委託料の減の中で最も大きな要因となっておりますが、この一番下を書いてあります予防接種業務でございまして、これだけで735万円の減となっております。これは新生児に対する予防接種業務のことに

なりますが、当初出生数を70人で見込んでおりましたが、実数としては30人と半数以下になったことによりまして、この分減額をしたものでございます。

以上でございます。

議長（石川良彦君） 次に、答弁願います。農政商工課長。

農政商工課長（伊藤長治君） お答えします。

39ページの農業振興総合補助金の実際の執行状況について御説明申し上げます。

まず、今回申請の上がった内容ですけれども、個人からは6名、法人からは6件ということで申請が上がっております。主な内容は機械の導入。そして、一部苗木とか販売促進等々のための諸事業についての申請が上がっております。

ほかに、平成29年度から新たに集落維持機能といった再生事業を手掛けているところでございますけれども、こちらにつきましては9行政区から申請が上がっております。また、団体2件ということで、この団体につきましては主に交流事業ということでの申請でございます。

個人に対する支援はどうかという部分もございましたけれども、こちらにつきましては農業振興総合補助金でも個人の分は準備しておりましたけれども、平成29年度は手挙げはございませんでした。ただ、個人部分につきましては、JAと共同で実施してございます農業振興事業の生産振興型、流通進行型、あるいはJA産直のハウスリース事業や園芸産地育成事業ということで、その辺の補助事業の連携も図っているところでございます。

また、40ページのブランドロゴ等デザイン制作業務、設計業務でございますけれども、こちらにつきましては井ヶ田製茶様と公社、そして町が協定を結びまして、その一環の中で委託料を計上しているところでございます。協定の内容でございますけれども、商品開発と売り場づくり、人材育成となっておりまして、売り場づくりの一環と、さらに商品開発であるデザインという部分での内容を踏まえての計上でございます。まず、ブランドロゴ等デザイン制作業務でございますけれども、これは物産館の売り場やウェブサイト、ブランド化に伴うデザイン、商品デザイン、パッケージ、チラシ、こういったものをロゴといった形で統一デザインにしていきますといった内容でございます。また、こちらのほうのロゴデザイン等々を踏まえまして、店舗デザインを設計する、実施設計する内容が設計業務といったところでございます。

以上でございます。

議長（石川良彦君） 次に、答弁願います。総務課長。

総務課長（残間俊典君） お答えいたします。

44ページの水防費の関係です。今回減額となつてございますけれども。

まず水防訓練につきましては、昨年総合防災訓練を大松沢地区で開催いたしました。午前中総合防災訓練をして、午後から水防訓練を行うということで計画しておつたわけですが、前日までの雨によりましてグラウンドの状況が悪かつたということもありまして、防災訓練につきましては室内で体育館をお借りして実施しましたが、水防の訓練につきましてはどうしても室外になってしまうということで、グラウンドの状況を考慮して、昨年度は中止をさせていただいた状況でございます。

以上でございます。

議長（石川良彦君） 次に、答弁願います。教育課長。

教育課長（斎藤雅彦君） お答えします。

46ページの幼稚園管理費の委託料の520万5,000円の減の内容でございますが、一番下の設計業務、幼稚園の増築で想定してました部分の額の確定によりまして516万の減、これが一番大きな要因でございます。

以上でございます。

議長（石川良彦君） ここで昼食のため休憩といたします。

再開は午後1時30分といたします。

午 後 0 時 0 1 分 休 憩

午 後 1 時 3 0 分 開 議

議長（石川良彦君） 休憩前に引き続き会議を開きます。12番千葉勇治議員。

12番（千葉勇治君） それでは、先ほどは答弁どうもありがとうございました。

まず、繰越明許、8ページについて。1日でも1時間でも早くというような気持ちはわかるんですが、結果的にその時間がないということで繰越明許ということになる事業が大分あつたわけですが、ちょっとお聞きしておきたいんですが、例えばきょうここで決まればあした発注するというような性格のものなのか、それともこの議会が終わつた後にいろいろと手続をとつて仕事を進めていくのか。もしそうなれば、幾ら補正で組んでみても、結果的には本予算が可決されるあるいは審議された後ということになれば余り差はないのかという思いなんです。やはりそれにつけても組まなければならなかつた理由、もう一度いろいろ、例えば先ほどブランドロゴについて、井ヶ田と店を改装云々といろいろ述べ

られましたが、最終的にはどうもがいてみてもこの議会が終わってからでしか手がつけられないのではないかと思うんですが、あえてそれでも補正に組む必要があった理由をもう少しわかりやすく、私から思うにはほとんど意味がない、時間的には何ら補正で組んだところで進むような時間の配りではないのかと思うんですが、その辺について、それを否定するような意見をぜひお聞きしたいと思います。

それから、9ページの幼稚園の通園バスの運行業務は、確かに平成32年度から幼保一貫における認定こども園の考え方はわかるわけですが、私ここでちょっと念を押してお聞きしたかったのは、もし万が一認定こども園の業務に切りかわった場合には、バス代などは、多くの機関ではバス代は園児の保護者の負担になっているようなことがあるわけですが、当町においてはその辺についてはこれからなのか、考えられることとしてはどのように思っているのか、その辺についてももしよかったらばちょっとだけふれて答弁いただければと思います。

13ページの固定資産税の太陽光、課長、平成28年度の実績をお話聞いたわけですが、当然税務課としてはすぐに対応できなくとも、九千八百万何がしの根拠というのは何を土台にして入ったかっていうのはわかると思うんです。そういう点で、私9,800万円のこの内容を知りたくてお聞きしたわけで、平成28年度のやつでは全然、いわゆる先ほど質問でも申し上げましたが、今幾らあって、どういう地数で、どういう面積があって、それが今後本町の太陽光を進めていく中であって、拡大しているのと試算できるのかという思いがあったものですから、入ってくるのは最高の喜びなんですけど、そういう意味でお聞きしたわけで、もし今即答できなければ、この辺の内訳について、概算で結構ですからぜひ資料をお願いしたいと思っております。

町営住宅使用料について、16ページについてちょっとふれていたんですが、入居、退去いろいろあるということですが、全体的な中で、常に満杯状態なのか、いわゆる出ていく、入ってくるのの期間を若干見たとしても、常に申し込みされた場合に、町としては施設的に不足が生じているような状況になっているのか。いわゆる抽選会などに漏れて困っている状況が出ているのかどうかお聞きしたい。実は、先日商工会の方々と懇談する機会があったんですが、アパートの経営者といえば大体見えてくると思うんですが、その方の一言が、ずっと心に深いものがありまして、今アパート経営は大変なんだと。古くなれば当然のことながらいろいろ維持費もかかるんでしょうが、基本的にあいていると。そうい

う中で、大郷の団地云々という話も水を差すようなことになるんですが、そういう状況もある中で、本町の町営住宅についてはどういう状況なのか。まず、その状況についてだけは我々同じ認識を共有しておく必要があると思うので、その辺についてちょっと係から、どういう状況なのか。常に満杯ですよと、いつも手いっぱいできじで漏れる方があるといえればそれはそれで結構ですから、そういう状況についてお聞きしておきたいと思います。

支出にもあるんですが、歳出もあるんですが、この18ページの社会総合整備交付金、減額について、その一つとして希望の丘団地、山中団地の道路の新設工事凍結の話、町長からも力説されたわけですが、先ほどの中で、中止ではなく状況によって、あるいは町の進展によっては必要とする時期も来るかもしれないと。それまで少し置くんだと、いわゆる凍結しておくんだという話でございますが、町長の思いとしては、町長に立候補した際に、そういう凍結というよりも、私の認識ではあれはやめるんだというような考えを何か力説されていたようなイメージが強いんですが、その辺についてそれを払拭するようなもし意見がありましたら、どういう公約だったのか、その辺を。税金を無駄にしたくないという気持ちもうんとわかりますので、せっかく投資したところだからいずれっていう時期もわかるんですが、姿勢的に今後の開発の決め手なく、町としてあの地域をどう開発していくのか、そういう中ではこれがどうだっというような、そういうもろもろのことも出てくるのではないかと思いますので、町長としてどういう所見を持っているのか、道路に関して一応所見をお聞きしておきたいと思います。

予防費はわかりました。本当に子供が減っているという実態が、ある面でこういう点からも教えられたという感じがします。

農業振興費、細かい説明があったんですが、私一番思うのは、法人などの補助事業、結構補助金などもらっているところが多いと思うんですが、ごく普通の農家が、今かなり生産力が低下しているわけですが、道の駅になりで物を販売し、結構楽しみながら勤しんでいる方々の管理機導入とかそういうものの、本当に小規模ながらも一生懸命取り組んでいる方々の利用が、この総合補助金という名のもとに、町独自の資金の中でどう活用されているかということをお聞きしたかったんです。もう少しこの辺について、件数はあったんですが、何か直接販売につながるの1件とか2件とか至って少なかったような感じもするんですが、その辺についてももう少し、そういう方々の利用状況がどうなっているのかお

聞きしたいと思います。

先ほどちょっとほろってしまったんですが、この39ページの農地費の中で、基幹水利施設のストックマネジメント事業が920万円の減額になっているんですが、恥ずかしながらこの事業についてどういう内容のものなのか、またなぜ今回このような減額になったのか。額が額だけに、将来どういふこの事業について取り組みを考えているのかもあわせてお聞きしたいと思います。

物産館費のブランドロゴなどのデザイン制作業務、これについては先ほどの繰越明許でもふれましたが、井ヶ田とはどういふ協定が結ばれているのか、町では協定を結んだということですが、この協定内容について我々議員に示すことはできないものなのかどうか。それはいろいろ詳細についてのことはあろうと思うんですが、大まかにおける内容的な年次計画なり、そういう内容がもしあれば、我々も一体となって道の駅を中心としたまちづくりに貢献しておきたいと思っておりますので、その辺の、聞かれても新聞の情報ぐらいが手いっぱいの方も、私自身がそうなんですが、みんなわかっているかもしれませんが、ぜひその辺についての、井ヶ田とはどういふ内容でどういふ今後を展開していくのか、もしあれば提供してほしいと思います。

水防活動、大雨で中止になったということですが、私はこのことについて実際携わる立場に昔いたこともあるんですが、確かに大変な仕事ではありますが、しかしやはり1年に1回何らかの形でやることも大事なのかということを感じておりますし、特に水防というのはある程度の基礎的な訓練が求められるという、堤防にいて土のう積みとか何とかした経験があるんですが、そういう点で水防活動費、大雨で中止になったということよりも、ならばなぜ別な日にできなかったのかという思いもありながら、ひとつ前向きな御検討をいただければと思っております。

最後になりますが、幼稚園の管理費の中で、委託料の520万5,000円の減額、除草業務が一番冒頭にあったので除草業務かということでお聞きしてしまいましたが、何か設計業務のほうで云々ということで、これは3歳児、幼稚園児のいわゆる入所を考える中での施設の設計にかかわる費用と理解してよかったんですか、課長。そうした場合に、結構今後の幼稚園のあり方、3歳児が幼保、認定保育園の設置の中で、これに費やした費用は生かされるようになるのかどうか。その辺についてもお聞きしておきたいと思います。



以上です。よろしく申し上げます。

議長（石川良彦君） まず、答弁願います。企画財政課長。

企画財政課長（熊谷有司君） それでは、繰越明許についてお答えします。

これにつきましては、後日御可決いただきましたら直ちに着手に入っていく予定でございます。当初予算に計上しますと4月1日以降の着手となつてございますので、その部分日数がおくれてくるものですので、できるだけ早く対応したいということで、今回こちらに計上したものでございます。

議長（石川良彦君） 次、答弁願います。教育課長。

教育課長（斎藤雅彦君） お答えします。

通園バスについては、財政課長のほうからもお話があったとおり平成32年から認定こども園を想定しているということで、平成31年度までの2年間にさせていただいたわけでございます。

今後事業者の選定等があると思うんですが、認定こども園移行に伴って、バス事業の運営については委託事業者の事業活動の中で行われるものと思っております。

なお、議員のほうからあったバス代が有料化になるのかという部分につきましては、今後事業者との詰めの中で、どのような体制になるかは詰めていかなくはないと思うんですが、そういう部分につきましても保護者等の御意見を聞きながら、安心な認定こども園への移行を図っていきたいと思っております。

議長（石川良彦君） ほかに教育課長、施設管理について。

教育課長（斎藤雅彦君） それでは、千葉議員から御質問がございました施設管理の減額に伴う部分でございますが、これにつきましては平成29年6月に計上させていただきました幼稚園の増設工事の金額が確定したことに伴っての設計費の減額でございます。

今後認定こども園移行に伴っては、前段説明をさせていただいたとおり、現有施設を生かしながら認定こども園化を進めていくということでございます。今回の設計に当たりましては、地質調査とかそういう部分での事業の内容も含まれております。

現在は少子化の部分で子供の出生率が低い状況ではございますが、今後さまざまな定住化策の中で子供がふえた場合に、そういう地質調査も含めた形の今回の設計の部分も、生きる部分もあるのかと感じております。

以上でございます。

議長（石川良彦君） 次、答弁願います。町長。

町長（田中 学君） こども園のスクールバスにつきましては、ただいまの課長の答弁にちょっとつけ加えさせていただきたいんですが、基本的には今よりも、認定こども園になることによって質を落とさないで、質の高いものにしてまいりたいというふうに考えているものですから、もちろん幼稚園バスも無料で提供してまいりたいというふうに考えております。それから、よろしいですか。

議長（石川良彦君） 道路についても願います。

町長（田中 学君） 道路の件につきましては、山中希望の丘線、これについては、私の選挙のときの公約では、大郷町の財政の健全化を図っていくということで、あのときの私の申し上げ方からすれば当然見直すと、こういうことでもございました。それが今、その時期が来たら云々という言い方で申し上げましたが、既に道路設計も成果品として出ているようでもございます。補助金で調査した測量業務、これを殺さないで生かすということになりますと、延長するという表現のほうが国のほうにも通りやすいようでもあります。そんなことからのそういう表現でもございますが、いずれにしてもそういう時期がまいりましたら考えなければならぬ案件ではないかというふうに思っているところであります。

議長（石川良彦君） 次に、答弁願います。税務課長。

税務課長（武藤弘子君） お答えいたします。

固定資産税の9,800万円の根拠ということでもございましたが、言葉足らずで申しわけないんですが、今回の増額補正につきましては皆償却資産というわけではなくて、当初予算の際に低めに設定しておりました収入見込み額なんですけれども、収入済み額が1月末現在でもうわかっておりますので、それに対して収入見込み額、2月、3月の分を加えまして、もともとの当初の現計予算額からとの比較でもっての増額補正額となっております。

なお、詳しい概算の資料につきましては、後で議員にお示ししたいと思っております。

議長（石川良彦君） 次に、答弁願います。地域整備課長。

地域整備課長（三浦 光君） お答えいたします。

現在の町営住宅のあき状況でもございますが、希望の丘団地で2世帯分ほどあきがございまして、そのほかは全て埋まっております。

続きまして、基幹水利施設ストックマネジメント事業でもございますが、こちらにつきましては不來内排水機場並びに志田谷地排水機場の機能保

全事業、いわゆるポンプや建屋の改築事業でございまして、今年度の事業費が確定したことによるものでございます。

以上です。

議長（石川良彦君） 次に、答弁願います。農政商工課長。

農政商工課長（伊藤長治君） お答えします。

農業振興総合補助金関係での、普通の農家というか一般農家の使い勝手のいい補助事業についてといった趣旨の御質問かと思えますけれども、がんばる農家支援事業ということで、一般農家を対象にした事業は立ち上げてございます。ただし、平成29年度は手挙げはございませんでした。議員の質問にありますとおり、例えば道の駅で販売する、いわゆる販売額の向上を図ったり、複合経営を増進したりといった指定がございました補助対象になるものというところでございます。

また、こちらのほうの事業ばかりではなくて、実際に管理機等の支援ですと、JAと町で共同しております園芸産地育成対策事業、今年度はつかみで2台ほど補助をしているところでございます。また、園芸関係でいきますと、リース事業であったり、流通振興型の農業振興事業、こちらのほうで展示圃、あるいは有機肥料の土づくりの支援とかそういったものを、適宜事業をやらせてもらっているところでございます。

続きまして、物産館に係るブランドロゴデザイン制作業務と設計業務の関連で、井ヶ田製茶様との協定の内容ということでの御質問がございましたけれども、こちらについては既に1月23日の全協のほうで説明申し上げている資料のとおりでございます。改めて申し上げるのであれば、道の駅おおさと活性化に向けた新ブランドの開発等事業ということで、業務的には商品開発への支援をいただく、売り場づくりへの支援をいただく、人材育成に向けての研修、相互交流、こういったものを御支援いただく、その他関係事業といったところでございます。いずれにしても物販関係が井ヶ田製茶様は強いということで、ブランドの開発なり店づくりというものは非常に大切だということで、これをもって収益性や集客力を向上したいといった考えでございます。そうした一貫した流れの中で、改めて統一したデザインということでのロゴの作成業務を最初に立ち上げる必要があります。そのデザインに従いまして店舗設計といった流れでございます。そして、今後の取り組みいかんといった御質問につきましては、先ほど企画財政課長が申し上げたとおり秋口にはリニューアルオープンをしたいということで、当面の目標を秋口のリニューアルオープンということで、店の改修やら商品づくりやらを進

めていきたいと。また、それに伴う人材育成も秋口までに間に合わせていきたいといった流れで進んでいるところでございます。

以上でございます。

議長（石川良彦君） 次に、答弁願います。総務課長。

総務課長（残間俊典君） お答えいたします。

水防訓練につきましては、新年度以降確実に実施できるよう取り組んでいきたいと思っております。

議長（石川良彦君） 千葉勇治議員。

12番（千葉勇治君） ありがとうございます。

意外といいますか、一つはがんばる農家支援ということで、平成29年度の利用者がいなかったということですが、実際平成29年度で産直と深いつながりといいますか、産直に出している方が管理機を買いましたというようなことなども聞いておるんですが、もしこの事業がわからなくて、間違いなくその年度に、平成29年度に機械を買ったという裏づけがあった場合には、後からでもその申請をお認め、一部でも結構ですが、それを支援するような考えはないのかどうか。事前着工はだめなんですという何かそういう決まりがあればもちろんあれなんです、それなりにそういう知らせることも、官報だけではなく、例えば産直に来た方々には、生産物を出し入れしている方々に対して、せめてチラシでわかるようなお知らせなどするような、そういう取り組みも必要ではないかと思うのですが、既に導入した方に対する対応はできないものかどうか、ひとつお聞きしたいと思っております。

それから、いわゆる井ヶ田の関係ですが、全協のときに話をしたとおりのことでございますが、あのときにはほとんどが秋保の例で、大郷版というのが何も見えなかったんですが、当然今回予算を計上するに当たって大郷版というのはもうカラーの、あるいは何もカラーには限らないんですが、大郷版としてのそれなりの流れなりが、フローチャートなりがあるかと思うんですが、そういうものをぜひ提示してほしいという思いがあったものですから、無理なのかどうか、あるのかどうかも含めてぜひお願いしたいと思っております。

町長、スクールバスについては質を落とさないで、いわゆる認定保育園、高めるんだと、もちろんバスは無料だということで、いずれ認定保育園についてはいろいろ説明する機会があろうと思っておりますが、その節にはまた深くいろいろお聞きしながら議論を深めていきたいと思っております。

前後しますが、いわゆる井ヶ田と秋口にリニューアルしてオープンす

るということでございますが、そのためにも生産物、物をつくる側の、農業側、農村からのものも、いいものも当然そこは求められる、これまでに以上。そうした場合に、きのうも出していましたが、その支援というのはどういう考えを持っているのか。井ヶ田であろうとも、大郷の農産物を魅力の一つとしているんでしょうから、そういう点ではこれまでに以上のより良い、いわゆる高付加価値、売れる農産物の支援にも必要な要求をされるのではないかと思うんですが、その辺について見えないので、ぜひ、いずれそれは予算で出てくるのかな、期待しながら。もし予算で説明するというのであればそれで結構ですし、ただいまちょっと出たものですから。もちろんもう課長、十分にそこらは熟知していっぱい材料を持っていると思うので、期待をしながら予算に臨みたいと思うんですが、もしあれば今のうちに。

町長にちょっと耳の痛い話をしてしまうんですが、先ほどいわゆる山中希望の丘線の財政の健全化ということ、これは断片的にとったので町長からすればなんだというようなことも出るかと思うんですが、私なりにいわゆる基金の残高を、田中町政が終わる、あれは途中で変わりましたから、平成20年度でのいわゆる財政調整基金や町のやいろいろな基金残高と、赤間町政が辞めるときの前の年の、平成28年度の基金残高を比較しますと、これはその時期の、例えば体育館を建てた、あるいは中学校の体育館をつくった、あるいはフラップ21をつくったといろいろあると思うんですが、単純に比較した場合の話なんですからひとつ聞いていただきたいと思いますと思うんですが、田中町政のときには18億1,443万円だったと、基金残高の総計が。赤間町政のときには27億662万4,000円だったと、これは決算調書の内容から調べております。そういう点で、必ずしも、単純に比較した場合には、単純に、財政が大変だという中では田中町政の判断もそれはそれですばらしい判断がある中での財政をみた見通しだと思うんですが、ただ金額から見た場合にはそんなにも見劣りしない金額、基金残高だったのかと思うので、ある面でその辺をどのように理解していながら、今回基金財政が危機なんだ危機なんだということを力説する中で、いや千葉勇治の見方が違うってということがあれば御指摘いただきながら、ぜひ町の健全財政に努めていただきたいと思いますということを改めて補正予算の中でお願いしながら、答弁をお願いしたいと思います。

以上です。

議長（石川良彦君） 答弁願います。農政商工課長。

農政商工課長（伊藤長治君） お答えします。

まず、一般農家向けのがんばる農家支援事業、事前着工はだめなのかということについては、原則やはりだめでございまして、周知のほうにつきましては、平成28年から立ち上げておりまして、これは全戸配付といった形でチラシを配付させていただいたところでございます。平成29年からは広報を通じながらというようなこととなりますけれども、議員御指摘のとおりもう少し周知の方法としまして、例えば産直といった生産集団があるわけでございますので、そういったことについて今後配慮しながらということと考えてございます。

参考までに事業の内容ですけれども、1機種あたり40万円以上の機械に対して7%程度の、上限20万円になりますけれども、7%程度の補助ということと、あと事業採択としてはやはり単に経営を継続しますというのではなくて、先ほど申し上げた販売額の向上であったり、高付加価値であったり、あるいは耕作放棄地の解消であったり、コスト低減複合化とか、そういったいろいろな要件を2つ以上満たすというのが条件になってございます。何でもかんでも支援しますということではなくて、やはり営農の意欲に対し、また営農計画に対して御支援申し上げる内容ですので、そのような採択要件も設けさせてもらっているところでございます。

井ヶ田製茶と公社、町のほうで協定を結びましたブランド開発事業についての今後の工程、チャートでございますけれども、大きくりの部分ではお互いに合意はしているわけですがけれども、今回補正を通りましたら、改めて具体的なチャートを設けて進めていきたいといった考え方でございます。その中に、当然産直の生産物の関係とかも含めながら進めていきたいということでは考えておりますけれども、商品開発と違いまして、生産物の生産となりますと、基礎的なやはり労働力とか経営規模とかいろいろありますので、そういったことにつきましては産直とよく共通理解しながら、支援できる体制を改めて設けていきたいといった考え方でございます。

以上でございます。

議長（石川良彦君） 次に、答弁願います。町長。

町長（田中 学君） 田中のときと前任者の基金残高がこのぐらい開きがあるんだと、田中のは大したことはないという、そういうことになろうかというふうに思いますけれども、前任者の場合は、私が見ている範囲では、震災復興交付金が入っているので基金に手をつけなくても事業ができた、大変好循環な内容であった。田中であれば、あのときに本町の新た

な発想に立って、維新することが、私ならばということは、遠くから見ていて、何であんなに小学校も中学校も統合されてあいているのに、隣の東松島なんかは大変仮設がなくて困っている、あのときこそ国に先がけて消費税、どんどん呼び込んで対応する、大郷町はまず味噌、米だけはあると、来てくれという大郷町の人間性を世の中にアピールする絶好のチャンスではないかということで、私はあのとき高橋曄義議員に申し上げたことがある、何をやっているんだ、今じゃないかということで、あのとき私も南三陸の佐藤 仁町長と親しかったものですから、前の町長、油を何とかしてくれと、こういうことをごさいますて、私も被害のない裏日本の、日本海のほうの友人にお願いをして、タンクローリー2台で軽油と灯油を提供してくれということをお願いして、3日目でしたが、行ってきましたが、あのときが大郷町で人口をふやす最高のチャンスだと、何議長躊躇しているんだということで気合をかけたことがあるんですけども、残念でございました。

今ここに来て、大変厳しい社会情勢の中で定住促進を図っていくということになりますと、なかなか難しいなというふうに思っているところであります。

金はとるより使い方という教えが私にごさいますて、取るよりも使い方のほうに目を向けて、本町の場合は今後進めていかなければならないというふうに考えているところであります。

以上です。

議長（石川良彦君） ほかにございませんか。石川秀雄議員。

11番（石川秀雄君） 今議論になっておりますブランドロゴ等のデザインでございませんけれども、今田中町長が、千葉議員が言った金の残高、私もあればいいというものではなくて、今田中町長が言われたとおり、生きた金をどう使うかにかかけたいと私は思っているんですが、そのロゴ、すばらしいロゴをつくっていただいて、少しでも大郷町の発展につながればいいと思っているところをごさいますて、このロゴ、もしできたならば町内外に発信するためにも住民バス、白いバスを走らせていないで、あそこにばんがりとロゴをつけていただいて、どこから見ても大郷のバスが来たとわかるような大郷を発信していただきたいと。そのためにはロゴ、どういうロゴを作っていただくかわかりませんが、大枚といたしますか、予算をつけていただいて使ってもいいのかと思うんですが、その辺の考え方もまず聞いておきたいと思ひます。

それから、小学校ではなくて学校のソーシャルワーカー事業、これ減

額補正になっているわけでございますけれども、これは子供たちのために大変貴重な事業だと思っておりますが、何で減額になっているのか、その辺もお伺いしたいと思います。

それから、39ページの大郷産牛消費拡大イベント、これも減額補正になっているわけでございますけれども、大郷町にはこれといった、前まではモロヘイヤということでもいろいろ宣伝してきたわけではございませんけれども、道の駅あるいは縁の郷で食事をたまたまするんですけれども、やはり大郷町といったら大郷産牛を食べなくてはだめだと言われるぐらいにPRしていただいて、割が合わないんだというようなことを聞いているんですが、そういうところまで助成をしていただいて、大郷に行ったら、大郷産牛のステーキを食ったら大変だよというぐらいの名をとっていただいて、そしてそれじゃなくて別なものも買っていただくというふうな相乗効果といいますか、そういうことを捉えていただいて、そういうところに予算を使っていたらいいと思っておりますが、このイベントの減額になった経緯も聞かせていただければと思います。

以上、簡単ですがよろしくお願いいたします。

議長（石川良彦君） まず、答弁願います。町長。

町長（田中 学君） 大変私も考えていた内容、議員から御質問をいただきました。お答えしやすい雰囲気でお答えしたいと思うんですが。

本町のロゴマークについては、もう既に住民バスに張るシールをデザインしてございまして、いよいよ4月からそれをバスに張りつけると。それで、もう1枚、これは道の駅の宣伝をするためには、井ヶ田と道の駅、一緒になって一つの素案ができたならそれを図案化しようと、とりあえず本町の常のモロのマークを入れた大郷町住民バス、英語か何かで「PASTORAL」、そういうシールを張って、目立つバスになるようです。

それと、私も色々出かけて歩いて、本町のものだということでお土産に持っていくものがなくて困っているので、何か考えてくれということで、焼き物をやっている方に本町の常のモロをデザインした貯金箱をつくってもらいました。旗を持って、大郷町の常長公のいわれを挟んで、旗で十分PRできるような、そういう内容のものをお土産品としてつくっていただいて、幾らで売るかこれからつくった人と相談しなければなりません。いずれにしてもそういう形で道の駅を、大郷町の中心で、大郷に行ったということになれば道の駅に行ったというぐらいの内容にしてほしいということをお願いをしているところでございま



す。

それから、牛肉の消費拡大、地元道の駅でやらなければならないという、そんなことも井ヶ田のほうにはお話してございまして、井ヶ田自身も今秋保でいろいろなことをやっていますけれども、あの方は農業者ではないですけれども農業に対する思い入れが大変強い方で、私と波長が合って、どんどん拡大の様相がございまして、いずれにしてもオープン、10月に新しい形で道の駅が、人の流れを変えようという思いでございまして、それと便乗して、また本町の遊び場も、大きな大型開発ではなくて、田んぼを利用した、その条件を整備しながら、グラウンドゴルフと体験農園と、それから今愛犬家が大変多くて、車に愛犬を積んで遊びに来る、そういう人たちがその一角にドッグランをつくって、放して、皆さんが買い物に来る。そのグラウンドゴルフの会員と道の駅の会員をセットで売り出そうという考えで、新たに土地を求めるのではなくて、あの近辺に、今減反して、転作して豆を、大豆をつくっている田んぼがほとんどでございまして。それを利用する。道の駅に駐車場を、これから多くの人を呼び込むには駐車場が狭いということですから、駐車場を広くする、そこに道の駅の皆さんと、それからパークゴルフをやるお客さんの駐車場をあそこに持ってきて、そしてあそこから200メートルぐらいしかない場所ですから、200メートル歩いていく。そういうような環境を整備してまいりたいと。これを農業系でやっていったほうがいいのか、産業系でやったほうがいいのか、これからちょっと仕様のほう等も検討しながら、本町のできれば補助事業でやってまいりたいと。農業らしい町に複合的に、健康増進も兼ねた農福観、3つも4つもあわせたそういう施設も考えてまいりたいというふうに思っておりますので、その際には特段の御協力をいただきたいというふうに思っております。

以上です。

議長（石川良彦君） 次に、答弁願います。教育課長。

教育課長（斎藤雅彦君） それでは、お答えします。

44ページのスクールソーシャルワーカーの報酬の減額についてお答えいたします。

まず、スクールソーシャルワーカーというのは、問題を抱えている児童生徒や家庭に対して、教育分野だけでなく社会福祉等の専門的な知識や技能を持ち、学校、家庭、地域の関係機関をつないで、児童生徒の悩みを抱えている部分を解決し、安心して学校生活を送っていくことができるように働きかける専門家でございます。

年度当初に2名のスクールソーシャルワーカーを予算措置しまして、平成29年度より本格的な事業を実施したわけでございます。

今年度につきましては、周知期間とか保護者等への周知等の不足もございまして、今回予定した部分のスクールソーシャルワーカーの活動日数が確保できなく、今回減額させていただいたわけでございます。平成30年度に向けて、子供たちが安心して学校生活を送れるように、学校とも連携しながら保護者への周知を図っていきたいと思っております。

議長（石川良彦君） 次に、答弁願います。農政商工課長。

農政商工課長（伊藤長治君） お答えします。

大郷産牛の消費拡大イベントの減額補正でございますけれども、こちらにつきましては業務そのものを、町のほうで牛肉を販売するというわけにはいきませんので、公社のほうに業務委託を行っております。2つのイベントでの牛肉販売でございます。夏まつりと秋まつりということで、この請差部分を、70万円の予算に対して受け差が八万少し出ましたので、その請差部分を減額したといった状況でございます。

以上でございます。

議長（石川良彦君） 石川秀雄議員。

11番（石川秀雄君） ということは、大郷牛の委託販売といいますか、お祭りにやったやつの、これは売れ残ったというか、委託したところが使い切れなかったということで理解していいんですか。まず一つ。

それから、このソーシャルワーカーのほうなんですけれども、今の説明を聞きますと、その先生方の報酬の減額も出ているわけですが、学校にお願いしたのに半分しか来なくて減額になったということなんですか、今の説明で。もう一度お願いします。

議長（石川良彦君） 答弁願います。農政商工課長。

農政商工課長（伊藤長治君） 請差が出たのは、要は売れ残ったからではなくて、全て完売してございます。やはり牛肉には相場がございますので、その相場によっても違いますし、さらに重量によって違います。実際に夏は夏、秋は秋で単価も違っております。重量も違いますので、その分を含めて請差のほうが出てきましたといった内容でございます。

議長（石川良彦君） 次に、答弁願います。教育課長。

教育課長（斎藤雅彦君） お答えいたします。

スクールソーシャルワーカーの先生方は、小学校と中学校に行っているだけで、あと教育委員会とも情報交換をさせていただいているんですが、一応当初の部分では1日当たり7時間の年間26日ぐらいで想定をし

ておりました。今回の平成30年2月までの実績ですと、21日間の日数は来ていただいているんですが、1日当たり7時間想定していたのを4時間程度ということで、初年度ということもございまして、不登校の問題だったり、子供たちの悩みを聞いていただいたり、いろいろな角度で活躍をしていただいたこととございます。

議長（石川良彦君） よろしいですか。

ほかにございませんか。8番和賀直義議員。

8番（和賀直義君） 35ページの障害者福祉費の扶助費で、心身障害者医療助成の162万6,000円と計上されているんですけども、これは人数がふえているのかどうか。私のイメージだと心身障害者医療費助成、保険で個人が3割なり払って、後から500円だけ、残りの分を町に請求してもらうとか、この辺の医療費助成の中身をちょっと教えていただきたいと思えます。

あと、それから36ページの児童福祉費の障害児通所給付費188万6,000円。これは大郷に放課後の施設ができて、それで利用する人数がふえたためにこれが出てきているのかどうか、この中身を教えていただきたいと。

40ページの、今ブランドについて皆さんいろいろ質問して何となくわかってきたんですけども、このブランドロゴの使い道なんですけれども、商品が開発されたらそのものに使うとかそういう内容のものなのかどうか、なかなかちょっとイメージがわからないので、済みませんがこの辺を教えていただきたいと。

あと、44ページの教育費の奨学資金貸付金240万円減となっておりますが、これは申し込み人数が予定よりも減ったためということなのか。もしそうであれば、何となく毎年申し込み人数が減っているような感覚で捉えているんですけども、その辺の背景というか考え方、その辺をどのように捉えているか。

以上です。

議長（石川良彦君） 答弁願います。町民課長。

町民課長（鎌田光一君） まず、35ページの心身障害者医療助成費について答弁させていただきます。

人数等詳しいところは把握してございませんでしたが、増加傾向にあるという認識はございませんでした。

この助成に関しては、一度医療機関において一部負担金をお支払いいただいで、その際にあわせて医療費助成申請を出していただいで、後日

町から助成金として支給しているものでございます。

議長（石川良彦君） 次に、答弁願います。保健福祉課長。

保健福祉課長（千葉伸吾君） では、お答えいたします。

障害児の通所給付については、議員のお見込みのとおりでございまして、放課後デイサービスの事業所の開設に伴いまして利用者がふえたといったようなことによる、実績による補正としたものでございます。

なお、現在は16名の利用があるといったようなことでございました。

以上でございます。

議長（石川良彦君） 次に、答弁願います。農政商工課長。

農政商工課長（伊藤長治君） お答えします。

ロゴデザインの使い道というか、どのような形で使用するののかといった御質問かと思えますけれども、まずもって店舗デザインとか店舗のサイン、表示になりますけれども、そういったデザインを想定してございます。また、ホームページのデザインにも使用しますということでございます。あと、商品デザインやパッケージ、チラシとか、こういったものにも使っていきたいということで、店づくり、あと商品づくりの中を一貫したデザインで統一しますといった内容でございます。

以上でございます。

議長（石川良彦君） 次に、答弁願います。教育課長。

教育課長（斎藤雅彦君） お答えします。

奨学資金については、現在高校生については月額3万円、大学生等については月額4万円をお貸ししているわけでございます。

今回の減額につきましては、当初14名で見込んでおりましたが、実績として大学生が8名ということの減額でございます。

その背景につきましては、調べた部分ではございませんが、奨学資金についても町で、先ほど言ったとおり奨学資金を貸与しているわけでございますが、町の奨学資金以外でも育英会とか、多岐にわたる奨学資金制度もございますので、そちらのほうも借りている事案もあるのかという部分では感じているところではございます。

議長（石川良彦） よろしいですか。8番和賀直義議員。

8番（和賀直義君） 放課後の施設ができて、その子供の保護者からは非常に便利になって喜ばれているんだと、こういうふうに分えました。

あと、42ページの公園トイレの改修工事で、洋式にするということで、最近新聞等を見ていると海外からも来ると、お客さんが、するとトイレの使い方がわからないという記事が載っているのをたまたま見るんです

けれども、このトイレ、あと後ほど物産館のほうのトイレも洋式にすると思うんですけれども、その際に使用方法の表示を、日本語だけではなくて英語もあわせてやるべきではないかと思うんですけれども、これについて所見をお願いします。

議長（石川良彦君） 答弁願います。農政商工課長。

農政商工課長（伊藤長治君） お答えします。

公園のトイレということで、インバウンド対応といった部分もあるのかと思いますけれども、トイレだけの問題ではなくて、今回例えば道の駅についても売り場づくりを進める過程において、そういったインバウンド対応の表示関係も調整していきたいと思います。

今回計上しております公園トイレの改修については、当然そのような配慮をさせていただきながらといった考えでございますので、よろしくをお願いします。

議長（石川良彦君） ほかに。6番若生 寛議員。

6番（若生 寛君） 39ページでございますが、農業振興費の負担金補助金交付金、多面的機能活動組織交付金200万円という、多額の金額になりました。この理由についてお聞きしたいと思います。

あと、その下、農地費の農地中間管理機構集積協力金、これは逆に補正増額されておりますが、この辺もどのような理由なのかお聞きしたいと思います。

議長（石川良彦君） 答弁願います。農政商工課長。

農政商工課長（伊藤長治君） お答えします。

多面的機能支払活動組織交付金の関係でございますけれども、こちらにつきましては単純に国のほうの予算が減額されたということでございます。補助申請の過程では受理はいただいているんですけれども、最終的にはある分だけの補助になりましたということで、この部分は減額になってございます。活動部分については満額もらえるんですけれども、設備部分についての改修部分、この部分については予算の範囲内といったことでの内容でございますので、その部分が減額になりましたということでございます。これは当然取り組む団体に対しては事前に御通知を申し上げながら、内諾をいただいて事業をしておりますので、現場での混乱はございません。

また、中間管理事業の増額補正につきましては、こちらは粕川地区の協力金の部分を追加部分で採択いただいたものですから、この部分を計上させてもらったということになります。これは離農給付ではなくて、

地域におりる地域協力金の関係でございます。

以上でございます。

議長（石川良彦君） 若生 寛議員。

6 番（若生 寛君） 多面的機能関係なんです、これは一応計画を出して予算請求というか、そんな形で減額になったと思うんですが、これはその計画そのものは次年度に追加してまたできると理解してよろしいんですね。その辺のところをお聞きしたいと思います。

あと、中間管理機構、これはうたい文句は大変すばらしくうたっているわけなんです、しかしながら条件の悪いところについては、誰か希望者いないんですかといっても、あるいは1年か2年ぐらいで返されると、そのようなシステムかと思ったんですが、そういうところに対して何か町としても対応できる、こいつをここで言っても仕方ないんですが、予算絡みでも一応提案するかとは思いますが、町のほうでもその辺のところを対応できないものなのか。その気、何か別の対応の仕方、それに関してないものなのか、その辺ちょっとお聞きしておきたいと思いません。

議長（石川良彦君） 答弁願います。農政商工課長。

農政商工課長（伊藤長治君） お答えします。

平成29年度減額された部分につきましては、平成30年度の予算額が確定し次第追加要望をいただくというような仕組みでございます。ですので、積み残したものを平成30年というような形になりますので、それは御安心いただきたいと思いません。

また、中間管理事業の中で、何と言いますか借り手がつく農地とつかない農地、つかないものについての町の支援はといった御質問かと思えますけれども、現状においては、づくり手の方を探しながらお願いしているというのが現状でございます。どうしてもづくり手が見つからないという部分については、今議員のほうから御質問がありましたとおり、1年、2年、早い段階だと半年ぐらいで中間管理事業の対象農地から外れると。機構のほうで受けとれませんかということになって、その部分はどうしても残ってしまうというような状況でございます。

以上でございます。

議長（石川良彦君） 若生 寛議員。

6 番（若生 寛君） 多面的機能はそのようなことで大体了解しますが、中間管理機構につきましては、だから何とかしていかなければならないのではないかというような話でございますので、その辺に関しては町長から

少しお話をいただければと思います。

あと、別な話になりますが、先ほど石川議員のほうからも話が出ました大郷産牛肉の消費についてでございますが、現在肥育農家、大変素牛代が高くて、90万円、100万円の子牛を買って肉にしている状況でございますので、これも補正とは余り関係ないんですが、来年も引き続き今年以上のお金を予算に組んでいただきまして、この事業を大々的に進めさせていただきたいと、そのように希望しておきます。それで、町長の御意見をお願いしたいと思います。

議長（石川良彦君） 答弁願います。町長。

町長（田中 学君） 議員のおっしゃっている内容については、十分理解をしております。私もだいぶ前からそういう農地、狭隘農地、沢田とかそういうところに、米作をするのには大変条件が悪い、そういうところだからこその作物が適しているんだというものをつくれないかということで考えていたときもございました。

今その話が、ある意味でじゃあやってみるかという話もございまして、菜の花も二作できるそうです。春早く咲くやつと、秋早く咲くやつと、二作できるそうであります。その二作で十分労力費がペイになる内容になるという、そういう話もございまして、その菜の花といろいろなものが複合的にあわせ持って、本町のじゃあ新しい作物として取り組めるんじゃないかという、そんな話もございます。

今来ているのは、そういう地域にオリーブの栽培、オリーブ、あれは小豆島が発祥地なそうではありますが、日本で一番最初に受け入れたところであるということではありますが、この北限でも十分育つそうです。そういうものを、ヤナギの木が育つわけですから、ヤナギと何ら同じ、香りがいいそうです。そういう作物を植えっぱなしでおいてもいいのではないかというそんな考えも持ちまして、その専門家が本町に来て皆さんに説明をするということもございますので、その辺農政課長、私よりも詳しい聞いているので、ちょっと農政課長から答弁させますけれども、そういうもの、諦めてはだめだと、どうせだめなんだったらやってみるしかないんじゃないかというぐらいのやはり気持ちで取り組んでまいりたいというふうに思いますので、そういう話が実際あるわけですから、真面目に少しずつ取り組んでまいりたいと。一回で思い切りいくとけがも大きいから、少しずつやりたいと思っている話もございますので。

いずれにしても、牛肉の問題もそうですけれども、牛肉も大郷牛を枝

肉で購入できる肉屋、そういう人にも何らかの手当てをして、本町の牛肉を仕入れてもらって道の駅で販売する。串焼きにして、この間、去年の秋まつり、すごく売っていたんです、どこかの業者が。串刺しの牛肉。そういう形で日常的にやれば私はできるのではないかというふうに思いますので、そんなことで取り組んでまいりたいというふうに思います。

議長（石川良彦君）　ここで10分間休憩といたします。

午後　　2時38分　　休憩

午前　　2時48分　　開議

議長（石川良彦君）　休憩前に引き続き、会議を開きます。

ほかにございませんか。2番大友三男議員。

2番（大友三男君）　43ページの宅地分譲事業で546万8,000円というのは、これは宅地分譲事業特別会計操出建設の中での建設費、公債費となっているんですけども、これは何で減になったのか御説明いただければ。お願いします。

議長（石川良彦君）　まちづくり推進課長。

まちづくり推進課長（遠藤龍太郎君）　お答えいたします。

建設費操出につきましては、現在の予算額から第10期分の工事の最終的な請負見込額を算出しまして、その分の余った分の減額等になります。

それから、公債費操出のほうでございますが、公債費のほうは平成27年の同意債についてはお借りしておりまして、こちらのほうの利子の分、こちらは確定しております。そして、あと平成28年分の同意債分につきましては、まだ借入れをしていないため、利子が発生していないため減額するものでございます。

事務費操出分につきましては、きのうの説明でも申し上げましたが、販売経費のほうにつきまして年度内に執行ができないということで、新年度に組みかえております。その分の経費を一般会計から、その3種類を繰り出ししてもらっているわけなんです、その分を減額するものでございます。

以上です。

議長（石川良彦君）　ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（石川良彦君）　ないようですので、これをもって質疑を終わります。

これより討論に入ります。ございませんか。

〔「省略」と呼ぶ者あり〕

議長（石川良彦君）　討論省略の御発言がありますので、これをもって討論を



終わります。

これより、議案第17号 平成29年度大郷町一般会計補正予算（第9号）を採決いたします。

この採決は起立により行います。

お諮りします。本案は原案どおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（石川良彦君） 起立全員であります。したがって、本案は原案どおり可決されました。

---

日程第16 議案第18号 平成29年度大郷町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）

議長（石川良彦君） 日程第16、議案第18号 平成29年度大郷町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）を議題といたします。

これより質疑に入ります。ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（石川良彦君） ないようですので、これをもって質疑を終わります。

これより討論に入ります。ございませんか。

〔「省略」と呼ぶ者あり〕

議長（石川良彦君） 討論省略の御発言がありますので、これをもって討論を終わります。

これより、議案第18号 平成29年度大郷町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）を採決いたします。

この採決は起立により行います。

お諮りします。本案は原案どおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（石川良彦君） 起立全員であります。したがって、本案は原案どおり可決されました。

---

日程第17 議案第19号 平成29年度大郷町介護保険特別会計補正予算（第3号）

議長（石川良彦君） 日程第17、議案第19号 平成29年度大郷町介護保険特別会計補正予算（第3号）を議題といたします。

これより質疑に入ります。ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（石川良彦君） ないようですので、これをもって質疑を終わります。  
これより討論に入ります。ございませんか。

〔「省略」と呼ぶ者あり〕

議長（石川良彦君） 討論省略の御発言がありますので、これをもって討論を終わります。

これより、議案第19号 平成29年度大郷町介護保険特別会計補正予算（第3号）を採決いたします。

この採決は起立により行います。

お諮りします。本案は原案どおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（石川良彦君） 起立全員であります。したがって、本案は原案どおり可決されました。

---

日程第18 議案第20号 平成29年度大郷町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）

議長（石川良彦君） 次に、日程第18、議案第20号 平成29年度大郷町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）を議題といたします。

これより質疑に入ります。ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（石川良彦君） ないようですので、これをもって質疑を終わります。  
これより討論に入ります。ございませんか。

〔「省略」と呼ぶ者あり〕

議長（石川良彦君） 討論省略の御発言がありますので、これをもって討論を終わります。

これより、議案第20号 平成29年度大郷町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）を採決いたします。

この採決は起立により行います。

お諮りします。本案は原案どおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（石川良彦君） 起立全員であります。したがって、本案は原案どおり可決されました。

---

日程第19 議案第21号 平成29年度大郷町下水道事業特別会計補正  
予算（第3号）

議長（石川良彦君） 日程第19、議案第21号 平成29年度大郷町下水道事業特別会計補正予算（第3号）を議題といたします。

これより質疑に入ります。ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（石川良彦君） ないようですので、これをもって質疑を終わります。

これより討論に入ります。ございませんか。

〔「省略」と呼ぶ者あり〕

議長（石川良彦君） 討論省略の御発言がありますので、これをもって討論を終わります。

これより、議案第21号 平成29年度大郷町下水道事業特別会計補正予算（第3号）を採決いたします。

この採決は起立により行います。

お諮りします。本案は原案どおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（石川良彦君） 起立全員であります。したがって、本案は原案どおり可決されました。

---

日程第20 議案第22号 平成29年度大郷町農業集落排水事業特別会計補正予算（第3号）

議長（石川良彦君） 日程第20、議案第22号 平成29年度大郷町農業集落排水事業特別会計補正予算（第3号）を議題といたします。

これより質疑に入ります。ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（石川良彦君） ないようですので、これをもって質疑を終わります。

これより討論に入ります。ございませんか。

〔「省略」と呼ぶ者あり〕

議長（石川良彦君） 省略の御発言がありますので、これをもって討論を終わります。

これより、議案第22号 平成29年度大郷町農業集落排水事業特別会計補正予算（第3号）を採決いたします。

この採決は起立により行います。

お諮りします。本案は原案どおり決することに賛成の議員の起立を求

めます。

〔賛成者起立〕

議長（石川良彦君） 起立全員であります。したがって、本案は原案どおり可決されました。

---

日程第21 議案第23号 平成29年度大郷町戸別合併処理浄化槽特別会計補正予算（第3号）

議長（石川良彦君） 次に、日程第21、議案第23号 平成29年度大郷町戸別合併処理浄化槽特別会計補正予算（第3号）を議題といたします。

これより質疑に入ります。ございませんか。12番千葉勇治議員。

12番（千葉勇治君） 103ページ、歳出のほうで、基数が予定よりも少なかったということで減額になっているわけですが、これはわかるわけですが、町長に一言確認してお聞きしておきたいんですが、この合併浄化槽の設置場業というのは前田中町長が以前から始めた事業ですが、最近になりましていろいろ状況が、経済的な状況もありましようが、いわゆる基数が減っているんです。かなり定着したというか、普及したということでもあるんでしょうが、それにつけても普及率を見た場合に、予定のかなり低い状況の中で、こういう数字を見た中で、今後、平成30年度の施政でもお聞きする予定ですが、やはりこれらを一つの、この実態を、姿を見ながら臨むべき姿勢が求められるのかと思うんですが、町長にひとつ、そのことの確認を含めて姿勢をお聞きしたいと思います。

議長（石川良彦君） 答弁願います。町長。

町長（田中 学君） これで、るる範囲でどこまで申し上げますか、実態はどうなんでしょう、まだやりかねているという世帯はほとんど高齢者で孫もいない、そういう方々の家庭に多いのか、経済的にどうしても合併浄化槽に切りかえていけないんだということなのか、いずれにしてもきれいなところで用を足すという、そういうことからすれば、高齢者であればあるほどやはり清潔なトイレでというのが、私の信条からすればそう思います。ですから、じゃあ補助金をもう少し釣り上げたほうがいいのか、どういう方法がいいのか、ひとつ新年度予算の中で、調査特別委員会などで御議論していきたいというふうに思います。こっちもちょっと調査してみますから、そういうことでございます。

議長（石川良彦君） 千葉勇治議員。

12番（千葉勇治君） 何も私公約を求めて、もちろんこれは公約実現のために頑張ってもらっているということで、ぜひ支援したいところもあるんで

すが、一番に高齢者が長く住みたいという暮らしの、地元、大郷に住みたいという、そういうときに、補助金云々ではなく、何らかの形でトイレあるいは寝室の近くとかそういうところに置きたいとかそういう要望も強いと思うので、ぜひ町長の公約の実現の一つとして、この合併浄化槽の設置の環境もぜひ整備してほしいということを強く思いながらお願いしたわけなんです、もう一度だけ。

議長（石川良彦君） 町長。

町長（田中 学君） この辺の受益者が、どういう方々が何を望んでいるのかなどの調査をした上で対応してまいりたいというふうに思います。

議長（石川良彦君） ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（石川良彦君） ないようですので、これをもって質疑を終わります。

これより討論に入ります。ございませんか。

〔「省略」と呼ぶ者あり〕

議長（石川良彦君） 省略の御発言がありますので、これをもって討論を終わります。

これより、議案第23号 平成29年度大郷町戸別合併処理浄化槽特別会計補正予算（第3号）を採決いたします。

この採決は起立により行います。

お諮りします。本案は原案どおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（石川良彦君） 起立全員であります。したがって、本案は原案どおり可決されました。

---

日程第22 議案第24号 平成29年度大郷町宅地分譲事業特別会計補正予算（第2号）

議長（石川良彦君） 日程第22、議案第24号 平成29年度大郷町宅地分譲事業特別会計補正予算（第2号）を議題といたします。

これより質疑に入ります。ございませんか。2番大友三男議員。

2番（大友三男君） この宅地分譲特別会計のほうでも504万7,000円減額になっているんですけども、この間全員協議会、19日も1月23日、25日においてもそうなんですけれども、最終的に宅地分譲のほうの予算といいますか経費といいますか、一億九千四百何がしという数字出てきているような状況があるようなんですけれども、以前、これ企画だったか地域

整備課だったかちょっとはつきりしませんけれども、私が資料、これは全員いただいているはずなんですけれども、総務産業か全協かちょっと私も記憶が薄いんですけれども、そのときに渡された資料で算出しますと二億四百万何がしという数字があったんです。最終的にこの間出された数字が、一億九千四百何がしという数字が最終的な数字だとは思いますが、これその減額といいますか、示された減額分にもまだちょっと足りない部分もあるんですけれども、これどういう意味合いのもので減額になったのかお知らせいただければ、お願いします。

議長（石川良彦君） 答弁願います。まちづくり推進課長。

まちづくり推進課長（遠藤龍太郎君） 答弁いたします。

価格の算出のときに出した資料につきましては、1月31日現在の工事費並びに契約額に応じて出しております。予算はそれ以上取っております、その前に二億幾らというようなものは一部予算額を未執行ということで計上した数字で、恐らく2億を超していたものと思います。

今回、減額の補正予算を上げておりますが、第10期分についてまだ未確定な部分がございますので、この前の資料で確定したわけではございません。もう少し上がる見込みでございます。

以上でございます。

議長（石川良彦君） ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（石川良彦君） ないようですので、これをもって質疑を終わります。

これより討論に入ります。ございませんか。

〔「省略」と呼ぶ者あり〕

議長（石川良彦君） 討論省略の御発言がありますので、これをもって討論を終わります。

これより、議案第24号 平成29年度大郷町宅地分譲事業特別会計補正予算（第2号）を採決いたします。

この採決は起立により行います。

お諮りします。本案は原案どおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（石川良彦君） 起立全員であります。したがって、本案は原案どおり可決されました。

(第3号)

議長（石川良彦君） 日程第23、議案第25号 平成29年度大郷町水道事業会計補正予算（第3号）を議題といたします。

これより質疑に入ります。ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（石川良彦君） ないようですので、これをもって質疑を終わります。

これより討論に入ります。ございませんか。

〔「省略」と呼ぶ者あり〕

議長（石川良彦君） 討論省略の御発言がありますので、これをもって討論を終わります。

これより、議案第25号 平成29年度大郷町水道事業会計補正予算（第3号）を採決いたします。

この採決は起立により行います。

お諮りします。本案は原案どおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（石川良彦君） 起立全員であります。したがって、本案は原案どおり可決されました。

---

日程第24 陳情第7号 介護福祉施策の充実を求める国への意見書提出に関する陳情

議長（石川良彦君） 日程第24、陳情第7号 介護福祉施策の充実を求める国への意見書提出に関する陳情を議題といたします。

平成29年第4回定例会において、教育民生常任委員会に付託されました陳情第7号について、委員長より審査結果の報告を求めます。教育民生常任委員長和賀直義議員。

教育民生常任委員長（和賀直義君）

大郷町議会議長 石川良彦 殿

教育民生常任委員会

委員長 和賀直義

陳情審査報告書

本委員会に付託された事件は、審査の結果、次のとおり決定したので、会議規則第87条第1項及び第88条の規定により報告します。

受理番号 陳情第7号

付託年月日 平成29年12月5日

件 名 介護福祉施策の充実を求める国への意見書提出に関する陳情書。

審査結果 採択すべきものと決定。

以上でございます。

議長（石川良彦君） 以上で、審査結果の報告を終わります。

これより、質疑に入ります。ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（石川良彦君） ないようですので、これをもって質疑を終わります。

これより討論に入ります。ございませんか。

〔「省略」と呼ぶ者あり〕

議長（石川良彦君） 討論省略の御発言がありますので、これをもって討論を終わります。

これより、陳情第7号 介護福祉施策の充実を求める国への意見書提出に関する陳情を採決いたします。

この採決は起立により行います。

お諮りいたします。本案は委員長の報告のとおり採択とすることに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（石川良彦君） 起立全員であります。よって、委員長の報告のとおり採択とすることに決定いたしました。

---

#### 日程第25 委発第1号 介護福祉施策の充実を求める意見書

議長（石川良彦君） 日程第25、委発第1号 介護福祉施策の充実を求める意見書を議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。教育民生常任委員会委員長和賀直義議員。

教育民生常任委員長（和賀直義君）

大郷町議会議長 石川良彦 殿

提出者

教育民生常任委員会

委員長 和賀直義

賛成者 同委員 熱海文義

同委員 若生寛

同委員 赤間滋

同委員 千葉勇治



同委員 吉田茂美

介護福祉施策の充実を求める意見書（案）

上記の議案を、地方自治法第109条第7項及び会議規則第13条第2項の規定により別紙のとおり提出します。

次ページをお目通し願います。

介護福祉施策の充実を求める意見書。

この背景と大意の文章に関しては、お目通しを願います。

1、介護従事者の処遇・労働環境の改善を進め、介護事業の健全な運営が成り立つよう基本報酬の底上げを図ること。

2、介護保険料の引き上げを抑制するため、介護保険制度における国の負担割合を引き上げること。

3、介護サービスの利用料を抑制し、サービスの必要な人が、安心して介護サービスを受けられる制度改定を行うこと。

4、国会及び政府は、社会保障充実のため、国のあらゆる無駄な歳出を見直し、安定的な財源を確保すること。

地方自治体法第99条の規定により意見書を提出する。

平成30年

宮城県大郷町議会

衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、財務大臣、厚生労働大臣あて

以上でございます。

議長（石川良彦君） 和賀さん、訂正して、ここで。地方自治法でした。

教育民生常任委員長（和賀直義君） 済みません、文字が間違っていましたので。地方自治法、この「体」を消してください。第99条の規定により意見書を提出すると修正いたします。

議長（石川良彦君） これをもって提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（石川良彦君） ないようですので、これをもって質疑を終わります。

これより討論に入ります。ございませんか。

〔「省略」と呼ぶ者あり〕

議長（石川良彦君） 討論省略の御発言がありますので、これをもって討論を終わります。

これより、委発第1号 介護福祉施策の充実を求める意見書を採決いたします。

この採決は起立により行います。

本案は原案のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

[賛成者起立]

議長（石川良彦君） 起立全員であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

---

議長（石川良彦君） なお、本日の議事日程第2、議案第4号につきましては、審議未了となります。改めてあす3月8日の議事日程に組み入れ審議したいと思いますが、御異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

議長（石川良彦君） 異議なしと認め、あす審議することに決定いたしました。

---

議長（石川良彦君） 以上で、本日の議事日程は全部終了いたしました。

本日はこれにて散会いたします。

御苦労さまでございました。

午 後 3時09分 散 会

---

上記の会議の経過は、事務局長 櫻井真江の記載したものであるが、その内容に相違ないことを証するため、ここに署名する。

議 長

署名議員

署名議員